
第2期厚沢部町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

厚沢部町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 子ども・子育て支援制度の概要	3
1 幼保連携型認定こども園の制度改正	3
2 「保育の必要性の認定」の導入	4
3 幼児教育・保育の無償化	4
4 子ども・子育て支援制度におけるサービスの類型	5
第2章 厚沢部町の子どもと子育て家庭の現状と課題	6
第1節 人口や就業状況、保育所・幼稚園等の状況	6
1 人口	6
2 人口動態	6
3 世帯類型	7
4 年齢別の就業状況	8
5 晩婚化・非婚化の状況	9
6 保育所・幼稚園の状況	10
7 放課後児童クラブの状況	11
第2節 アンケートから見た町民ニーズ	12
1 保護者の就労状況	12
2 幼稚園や保育所での教育・保育の状況	14
3 放課後の過ごし方について	16
4 望まれる子育て支援サービスについて	17
5 厚沢部町における子育てについて	18
第3節 第1期計画の実施状況	19
1 主な推進施策の実施状況	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
第1節 計画の基本理念	21
1 基本理念	21
2 基本方針・基本施策	21
3 計画の基本目標	23
第2節 子ども人口の見通し	24
第3節 教育・保育提供区域の設定	24
第4節 施策の体系	25
第4章 分野別施策の展開	26
第1節 実施施策	26

1 地域における子育ての支援	26
2 母と子どもの健康保持と増進	27
3 子どもの教育環境の整備	31
4 子育てを支援する生活環境の整備	35
5 ワーク・ライフ・バランスの推進	37
6 支援を必要とする児童への取り組み	37
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量	41
第1節 需要量の算出方法	41
1 算出項目	41
2 算出方法	42
3 需要量の算出イメージ	42
第2節 施設型給付・地域型保育給付の量の見込み	43
1 量の見込み	43
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	43
3 幼保の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	43
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	44
5 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	44
6 外国につながる幼児への支援・配慮	44
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	44
1 利用者支援	44
2 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	45
3 妊婦健診事業	45
4 乳児家庭全戸訪問事業	46
5 養育支援訪問事業等	46
6 子育て短期支援事業	47
7 ファミリー・サポート・センター事業	48
8 一時預かり	48
9 延長保育事業	49
10 病児・病後児保育事業	50
11 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	50
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	51
13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	52
第3節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり	53
1 事業目標について	53
2 学童保育及び放課後子ども教室の推進に関する方策について	53
第6章 計画の推進	55
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携	55
1 連携による施策の推進	55
2 庁内関係機関の連携	55

第2節 計画の進行管理	55
資料編	56
第1節 厚沢部町子ども・子育て会議条例	56
第2節 計画策定の経過	58
第3節 子ども・子育て会議委員名簿	59

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本町では、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されるにあたり、「厚沢部町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」（以下、「第1期計画」という）を策定し、地域の実情に応じた子どもの育ちや子育て家庭への支援、子育て環境の向上に取り組んできました。

また、「厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）」では、4つの基本目標のうち、「基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる」においては、「木育て（こそだて）のまち厚沢部～充実した子育て環境～」を掲げ、各種施策を積極的に推進してきました。

これらの成果により、平成31年4月には、保育所3園体制から認定こども園1園への幼保一体化を実現し、子育て支援センター、発達支援センター、病後児保育事業等を併設する新たな子育て支援拠点が整備されました。

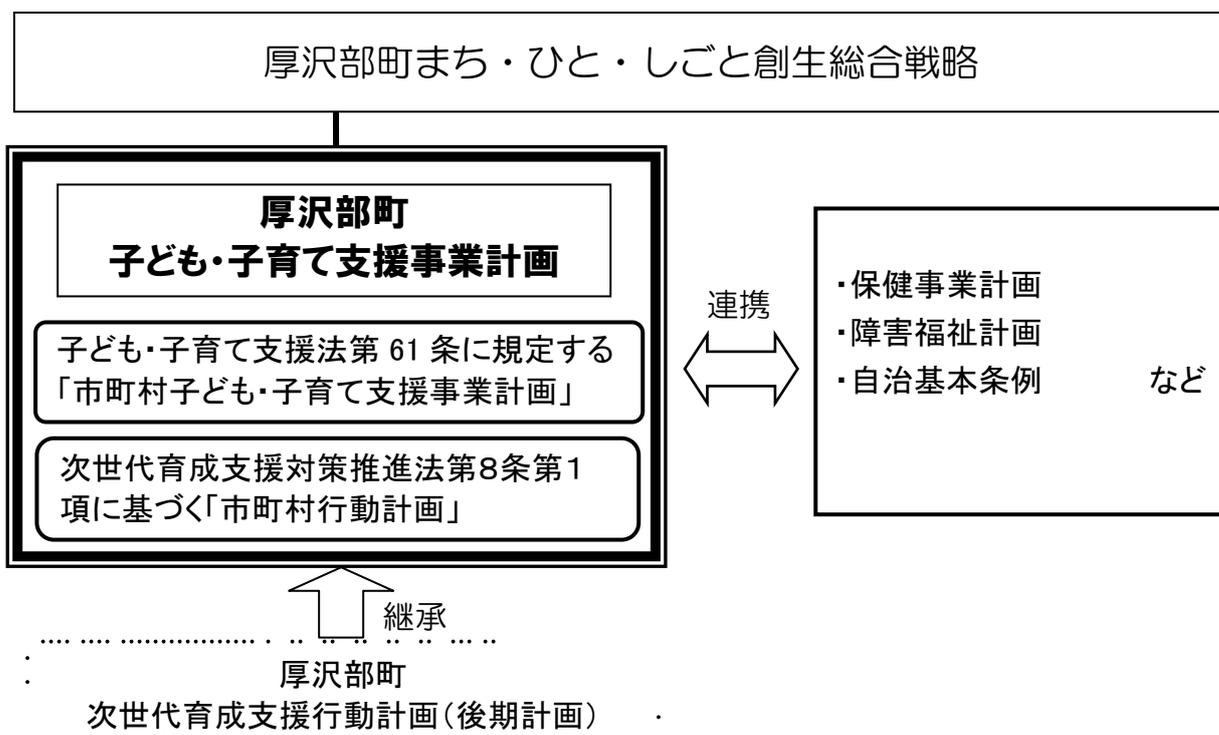
本計画は、第1期計画の改定時期を迎え、計画策定後の法制度の改正や国の方向性のほか、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するために策定するものです。第1期計画期間中の取組の進捗状況や課題を整理し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及びその時期などを定めて、子ども・子育てに対するニーズに応じていくために策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制確保策を定めます。

なお、本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て支援関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、第1期計画に引き続き、次世代育成支援行動計画で掲げた各分野における事業の方向性についても、本計画で継承し、施策として位置づけます。

<各計画との関連イメージ>



厚沢部町子ども・子育て支援事業計画は、厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略はもとより、健康づくり計画、障害福祉計画など他の個別計画と連携し考え方や施策を反映しています。

第3節 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から、令和6（2024）年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期厚沢部町子ども・子育て支援事業計画									
				↑必要に応じ中間見直し	見直し	第3期厚沢部町子ども・子育て支援事業計画			

第4節 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3法（以下「子ども・子育て関連3法」という）に基づく制度のことで、本町でも、平成27年度から第1期計画に反映させて施行しました。

それまでは、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請等により、大きな制度改正が実施されました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。このような基本理念の下、本制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限が大幅に強化されています。また、介護保険制度の「要介護認定」に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入されており、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されています。

1 幼保連携型認定こども園の制度改正

「認定こども園法の一部改正法」により、「幼保連携型認定こども園」の制度改正が行われました。従来の制度では、幼稚園部分は学校教育法に、保育所部分は児童福祉法に、認定こども園部分は認定こども園法に規定され、複雑な仕組みとなっていました。認可・指導監督や財政措置等が一本化されています。

2 「保育の必要性の認定」の導入

子ども・子育て支援制度では、保育に欠ける欠けないにかかわらず、幼児期の教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、保育の必要性の有無や必要量を認定します。

3 幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。対象となる施設は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設等で、それらを利用する 3 歳から 5 歳のすべての子どもの利用料と、住民税非課税世帯である 0 歳から 2 歳児の利用料を対象として無償とするものです。

4 子ども・子育て支援制度におけるサービスの類型

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「教育・保育給付対象事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。「教育・保育給付」は、道認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。

また、「子ども・子育て支援制度におけるサービスの類型」の12番から24番までの事業が、地域子ども・子育て支援事業として子ども・子育て支援法に位置づけられています。

<子ども・子育て支援制度におけるサービスの類型>

法区分	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法適用	教育・保育給付対象事業	施設型給付 (道が認可)	1 公立幼稚園
			2 現行制度への移行を選択する私立幼稚園
			3 公立認可保育所
			4 幼保連携型認定こども園
			5 幼稚園型認定こども園
			6 保育所型認定こども園
			7 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 (市町村が認可)	8 小規模保育
			9 家庭的保育
			10 居宅訪問型保育
			11 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業		12 利用者支援
			13 地域子育て支援拠点事業
			14 妊婦健診
			15 乳児家庭全戸訪問事業
			16 養育支援訪問事業等
			17 子育て短期支援事業(ショートステイ)
			18 ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
			19 一時預かり
			20 延長保育事業
			21 病児病後児保育事業
			22 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
			23 実費徴収に係る補足給付を行う事業
			24 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

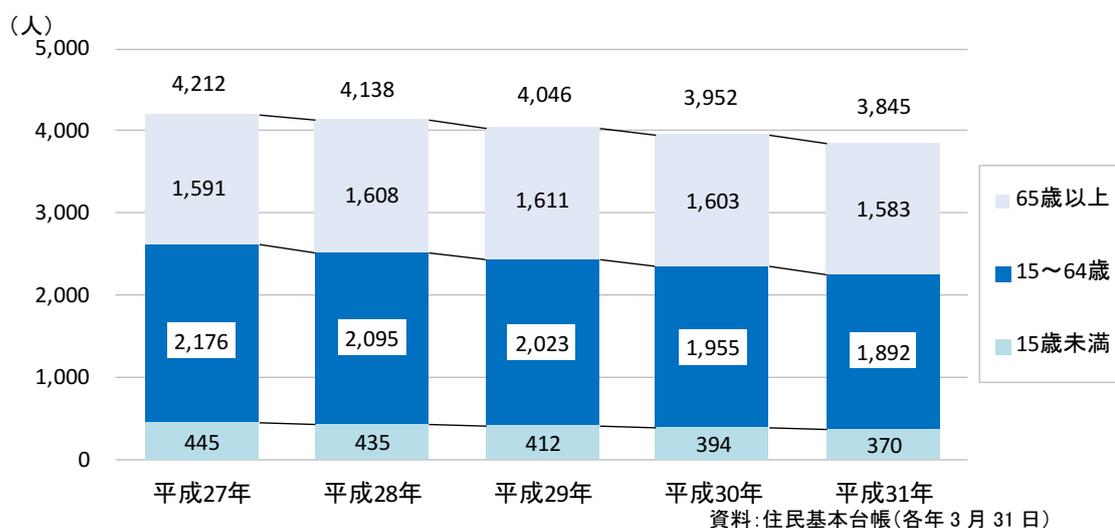
第2章 厚沢部町の子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 人口や就業状況、保育所・幼稚園等の状況

1 人口

住民基本台帳による平成31年3月31日現在の本町の人口は3,845人で、15歳未満人口は370人となっており、いずれも減少傾向が続いています。

年齢3区分別人口の推移



2 人口動態

近年の人口動態をみると、自然動態では、出生は年間に20人を下回り、死亡が約70人と毎年50人前後の自然減になっています。また、社会動態は、平均すると転入が約150人、転出が約200人と毎年約50人が社会動態で減少しており、人口全体では、平成29、30年と100人以上の減少が続いています。

また、婚姻は平成28年以降、年間10件以下で推移しています。離婚についても同等の件数で推移しています。

人口動態の推移

	人 口						婚姻 (組)	離婚 (組)	
	自然動態			社会動態					
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減			人口増減
平成26年	30	76	▲46	140	188	▲48	▲94	11	5
平成27年	24	72	▲48	160	195	▲35	▲83	12	5
平成28年	20	65	▲45	167	186	▲19	▲64	9	6
平成29年	16	76	▲60	146	205	▲59	▲119	8	8
平成30年	18	71	▲53	151	210	▲59	▲112	7	7

国勢調査

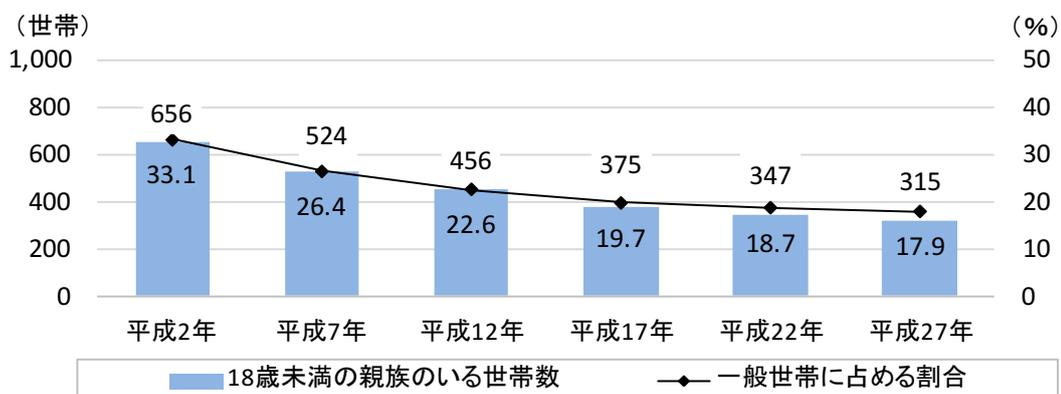
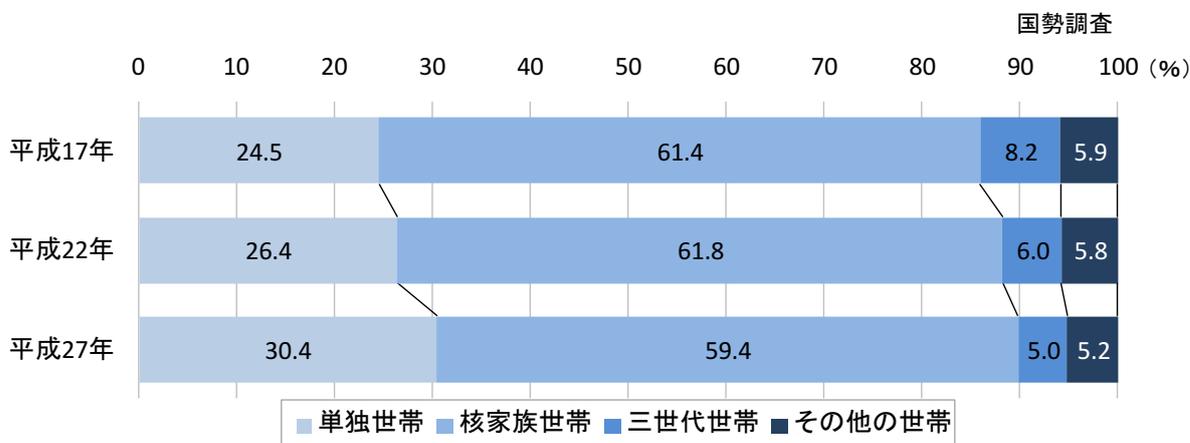
3 世帯類型

平成27年の世帯数は、全体の減少傾向が継続しています。核家族世帯も1,044世帯（59.4%）と減少傾向が続いています。一方、単独世帯は、件数、割合とも増加傾向にあります。さらに、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」も増加傾向にあります。

18歳未満の親族のいる世帯数は、平成27年では315世帯（17.9%）で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

世帯類型等の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	467	489	534
核家族世帯	1,169	1,145	1,044
夫婦のみの世帯	622	593	524
夫婦と未婚の子のみの世帯	430	398	361
ひとり親と未婚の子のみの世帯	117	154	159
三世帯世帯	156	112	88
その他の世帯	112	107	91
合計	1,904	1,853	1,757

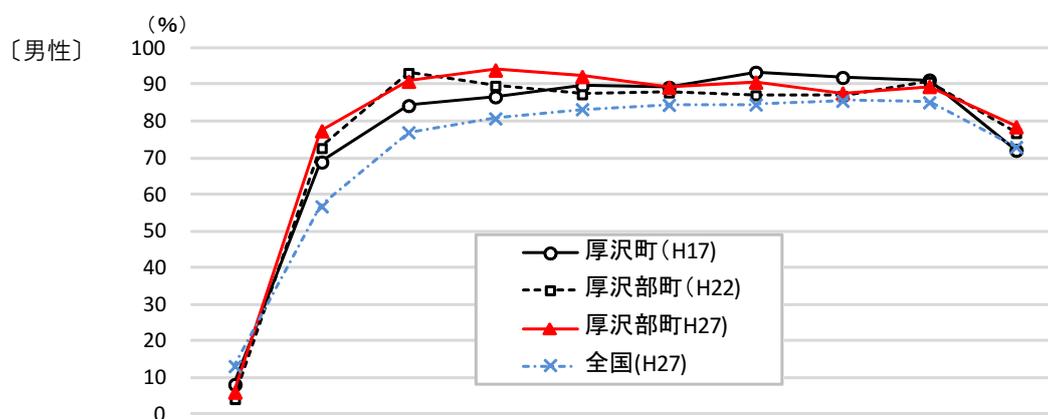


4 年齢別の就業状況

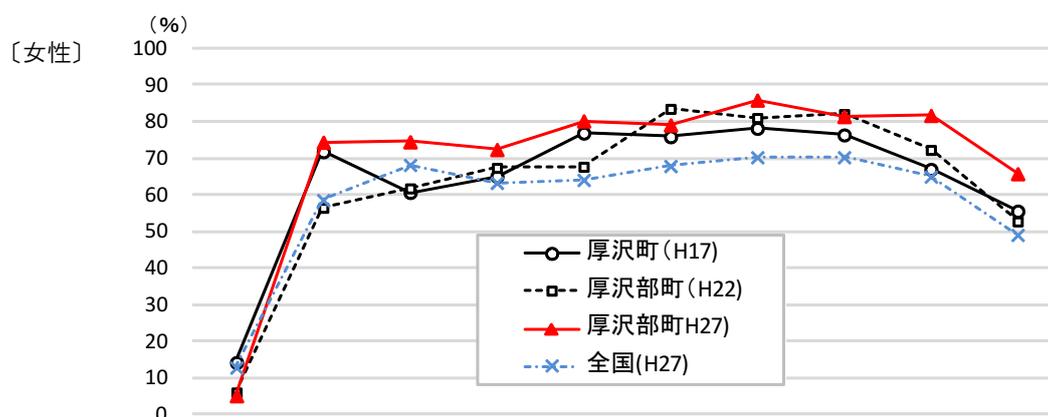
平成 27 年の男女別・年齢別の就業率を比較すると、男性では、25～29 歳以外では、平成 22 年よりも就業率が上がっています。一方、女性では、出産・子育て期である 20～39 歳では、平成 22 年よりも就業率が上昇しており、「M字カーブ」がほぼ解消されつつあります。

また、本町と全国を比較すると、本町の実業率は、男性では 20 代以上、女性では 30 代以上において、全国値を上回っており、就業と子育ての両立支援が他地域以上に求められる地域であるといえます。

男女別・年齢別の就業率



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
厚沢町(H17)	8.2%	68.9%	84.3%	86.7%	89.7%	89.3%	93.4%	92.0%	91.3%	72.1%
厚沢部町(H22)	4.2%	72.7%	93.2%	89.7%	87.4%	87.9%	87.1%	86.9%	90.8%	76.8%
厚沢部町(H27)	6.1%	77.4%	90.9%	94.0%	92.2%	89.3%	90.7%	87.7%	89.5%	78.5%
全国(H27)	13.2%	56.8%	77.0%	80.8%	83.3%	84.5%	84.6%	85.6%	85.2%	73.0%



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
厚沢町(H17)	14.3%	71.8%	60.7%	65.1%	76.9%	75.9%	78.2%	76.4%	67.0%	55.6%
厚沢部町(H22)	6.1%	56.5%	61.8%	67.4%	67.7%	83.5%	81.0%	82.1%	72.3%	52.8%
厚沢部町(H27)	5.2%	74.4%	74.5%	72.4%	80.2%	79.1%	85.9%	81.4%	81.7%	65.8%
全国(H27)	12.9%	58.6%	68.2%	63.3%	64.1%	67.9%	70.3%	70.3%	65.0%	49.1%

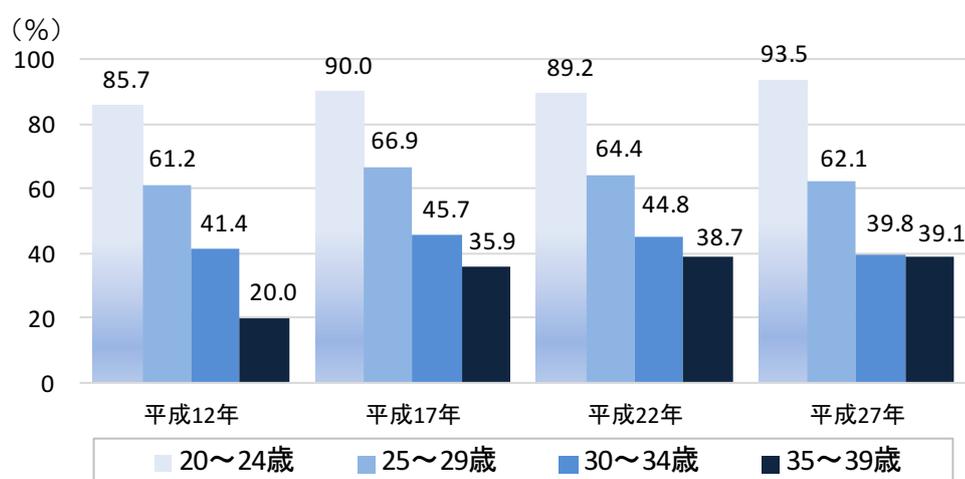
国勢調査

5 晩婚化・非婚化の状況

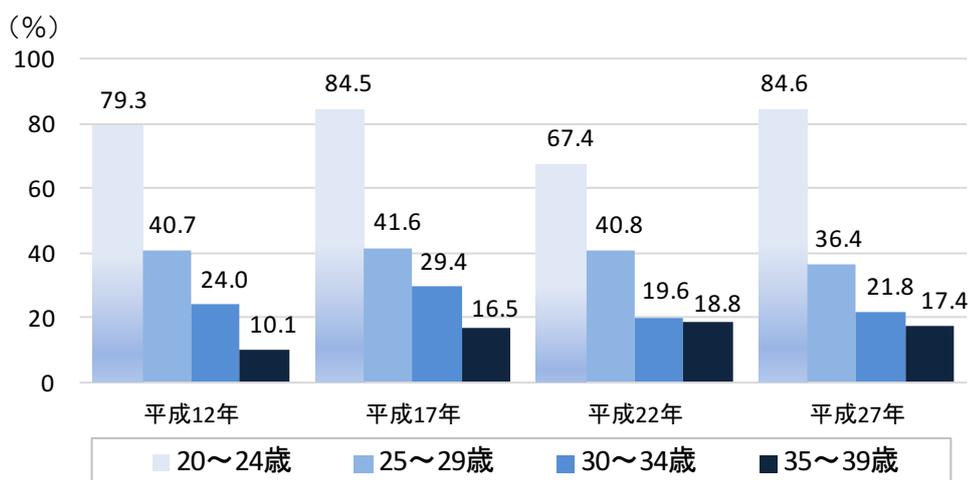
平成27年の20代、30代の本町の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35～39歳の層では、男性の39.1%、女性の17.4%が未婚となっています。この年齢層の未婚率は、男性、女性とも平成12年から約2倍近くに上昇しており、晩婚化・非婚化が進んでいることがみてとれます。

未婚率の推移

〔男性〕



〔女性〕



国勢調査

6 保育所・幼稚園の状況

本町では、平成31年4月より、それまでの町立保育所が3園の体制から、新たに開園した認定こども園1園への体制に変わりました。定員は全体で120人となっており、平成31年5月1日時点の利用児童数は、106人です。保育時間は、短時間が8時30分から16時30分まで、標準時間が、7時30分から18時30分までとなっています。教育時間は、9時から13時30分までです。

認定こども園が開園する前から江差幼稚園を利用していた児童が数名継続して江差幼稚園を利用しています。

認可保育所の児童数の推移〔各年4月1日〕

保育所・保育園		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
公立	厚沢部保育所	66	69	68	63	
	館保育所	19	18	24	24	
	鶉保育所	15	16	12	14	
管外保育所(広域保育)		0	1	0	1	0
合計		100	104	104	102	0

幼稚園の児童数の推移〔各年5月1日〕

幼稚園		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
私立	江差幼稚園	11	10	7	4	2
合計		11	10	7	4	2

年齢別児童数〔令和元年5月1日〕

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認定こども園はぜる	4	12	15	21	27	27	106
江差幼稚園				0	1	1	2
合計	4	12	15	21	28	28	108

定員〔令和元年5月1日〕

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
公立 認定こども園はぜる	9	18	18	25	25	25	120
合計	9	18	18	25	25	25	120

7 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、町内3小学校で実施されています。各児童クラブは、「なかよし児童会」という名称で運営されています。平成27年度から対象学年を小学校1年生から3年生であったところを、小学校1年生から6年生に拡大しました。

また、館小学校においては、小学校1年生から6年生までを対象に、学童保育と放課後子ども教室一体型のなかよし児童会を実施しています。

放課後児童クラブ利用児童数〔令和元年5月1日〕

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1年生	18	17	16	20	18
2年生	9	17	16	15	19
3年生	7	6	14	12	15
4年生	8	3	3	3	4
5年生	2	1	1	2	2
6年生	1	1	1	0	1
合計	45	45	51	52	59

放課後子ども教室〔令和元年5月1日〕

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1年生	1	0	0	4	1
2年生	2	2	1	0	0
3年生	1	4	3	1	0
4年生	2	2	1	4	1
5年生	4	5	2	3	4
6年生	5	4	3	3	5
合計	15	17	10	15	11

第2節 アンケートから見た町民ニーズ

本計画策定の基礎資料とするため、平成30年12月に、小学生、就学前児童の子どもを持つ保護者世帯を対象にアンケート調査を実施しました。調査票の配付・回収状況は以下のとおりです。

調査票の配付・回収状況

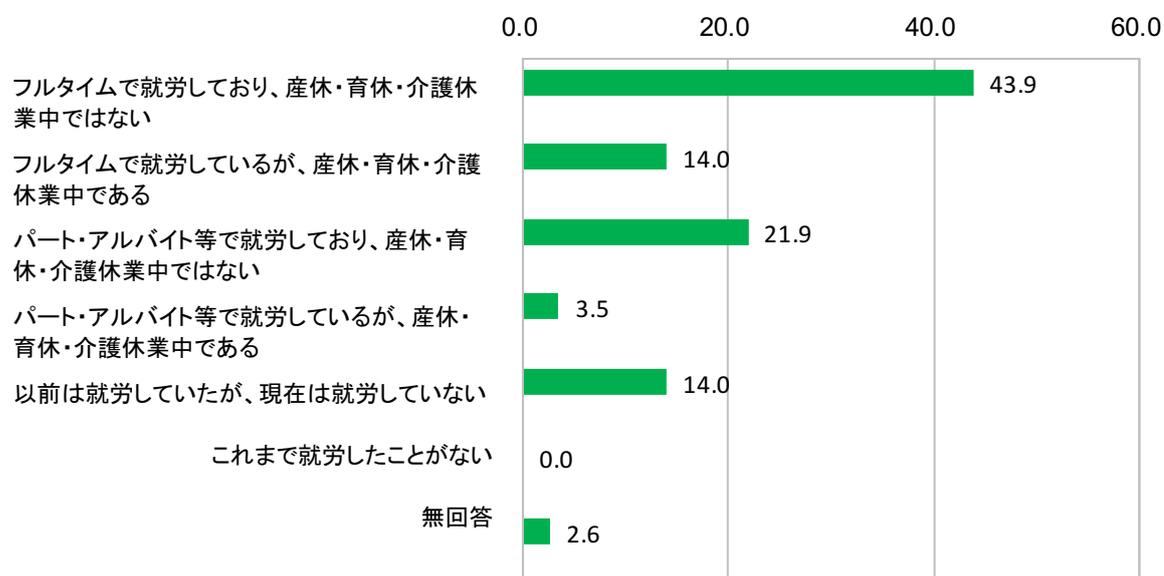
	配付数	回収数	回収率
就学前児童	155 票	116 票	74.8%
小学生	167 票	149 票	89.2%
合計	322 票	265 票	82.3%

以下、就学前児童の主な結果について示します。

(※ 端数処理の関係でグラフ合計値が100%にならない場合があります。)

1 保護者の就労状況

(1) 母親：就労状況

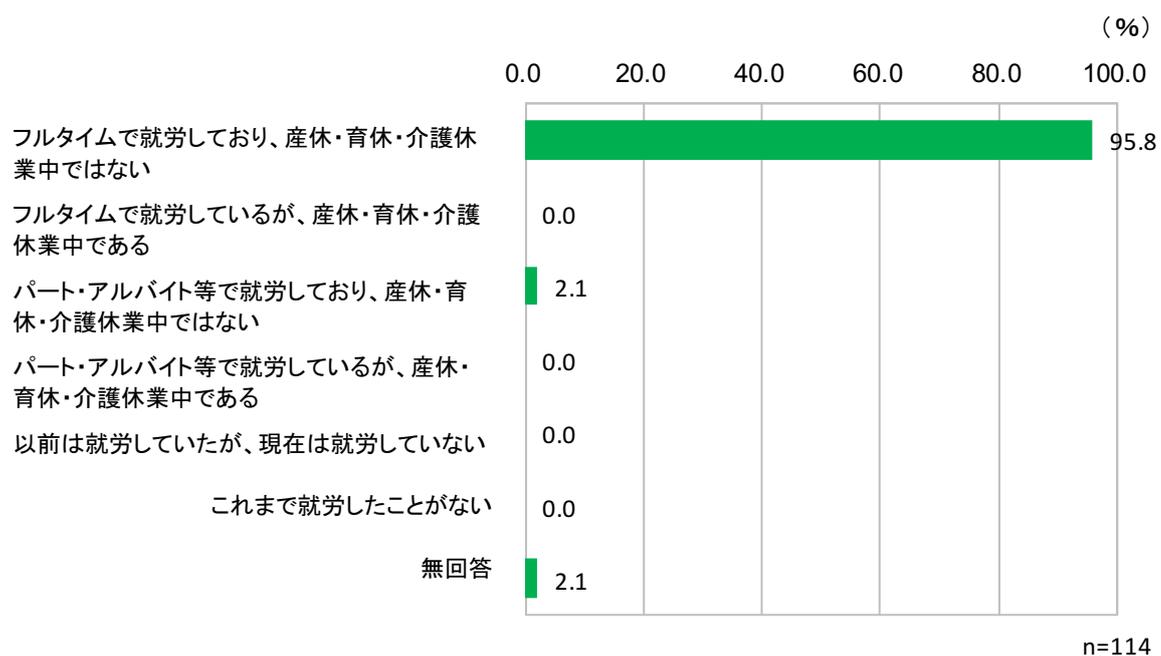


n=114

※ここでは「フルタイム」は週に5日程度、1日8時間程度の就労、フルタイム以外の就労を「パート・アルバイト等」とする。

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(43.9%)が最も多く、次いで「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(21.9%)となっています。

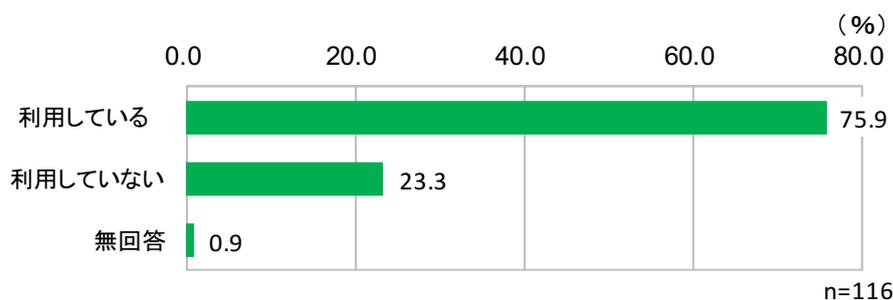
(2) 父親：就労状況



父親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(95.8%)がほとんどで、最も多くなっています。

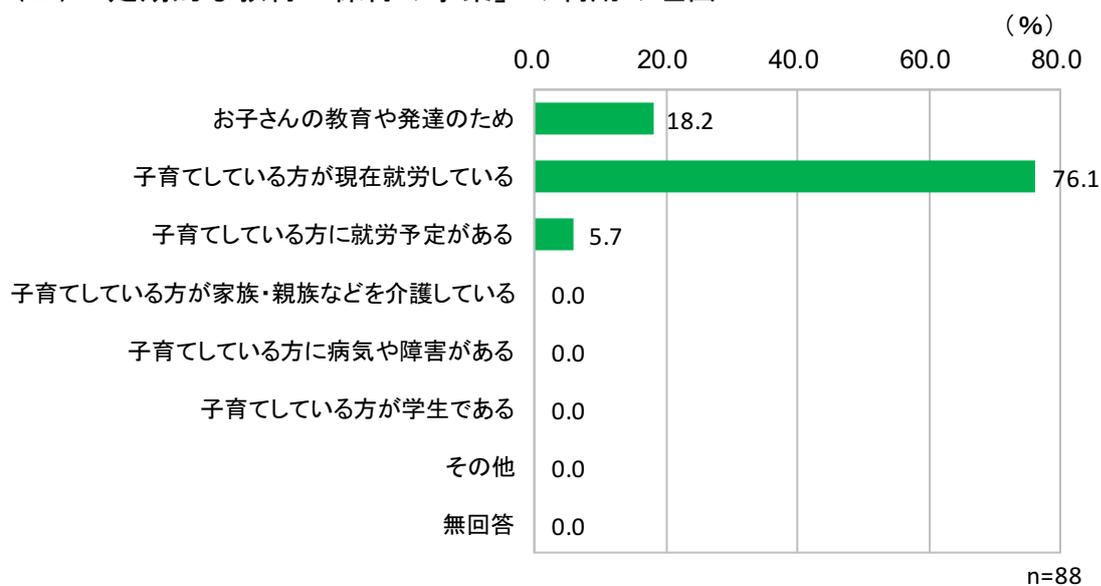
2 幼稚園や保育所での教育・保育の状況

(1) 「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無



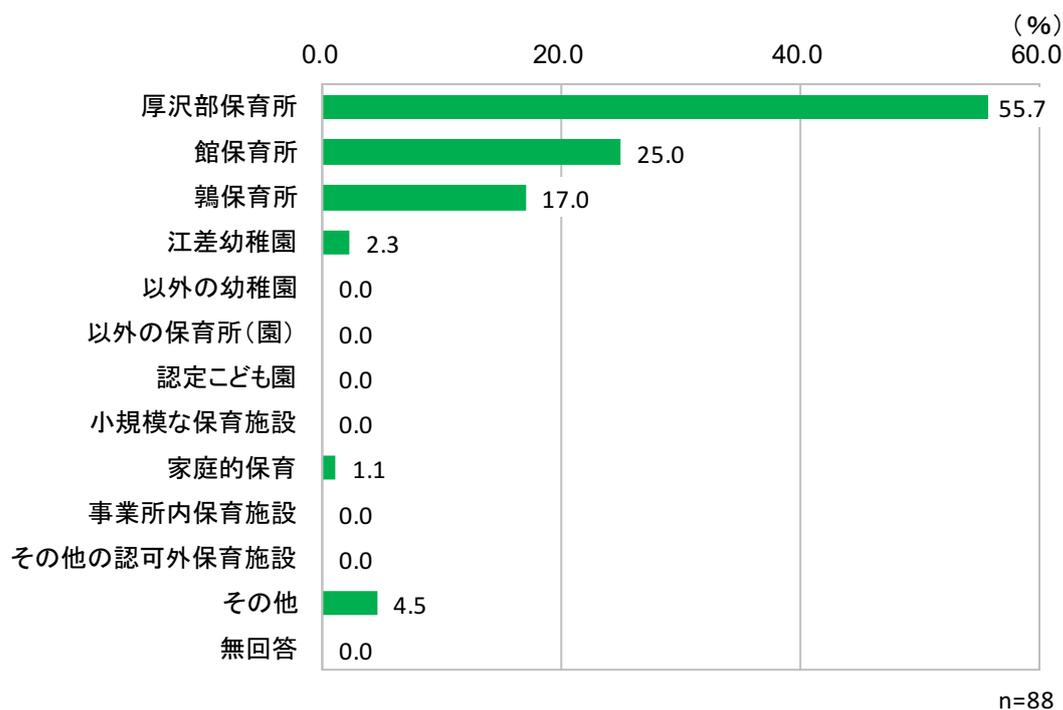
定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」(75.9%) となっています。

(2) 「定期的な教育・保育の事業」の利用の理由



定期的な教育・保育事業を利用している理由では、「子育てしている方が現在就労している」(76.1%)が最も多く、次いで「お子さんの教育や発達のため」(18.2%)となっています。

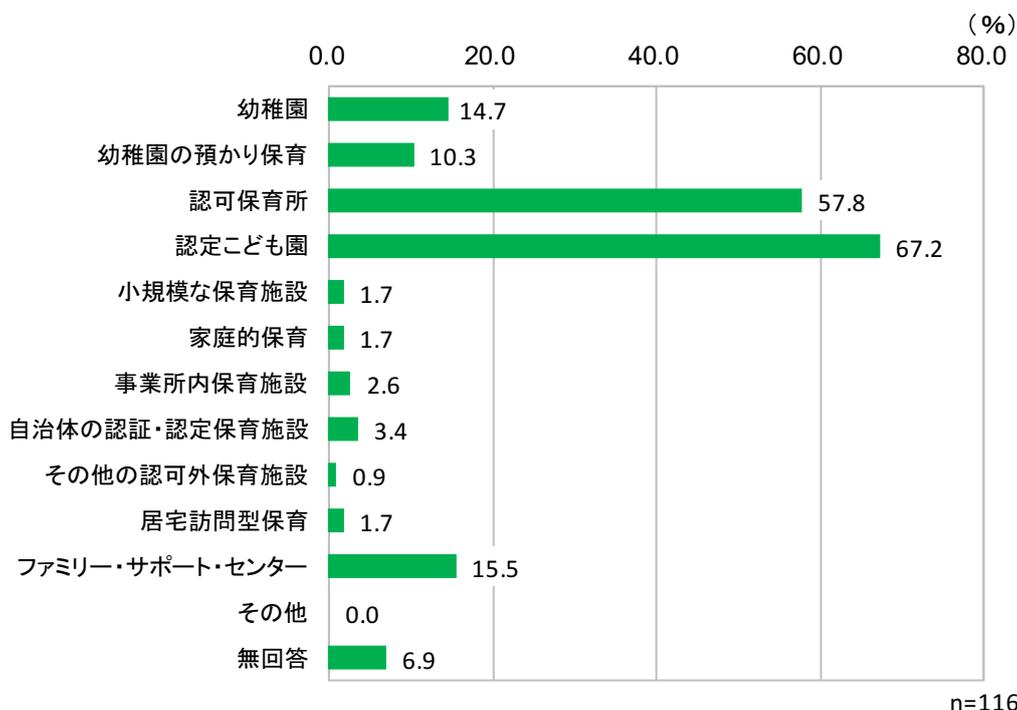
(3) 「定期的な教育・保育の事業」の利用事業



定期的にご利用している教育・保育事業では、「厚沢部保育所」(55.7%)が最も多く、次いで「館保育所」(25.0%)、「鶉保育所」(17.0%)となっています。

※調査時期が平成30年12月のため、認定こども園は開園されておりません。

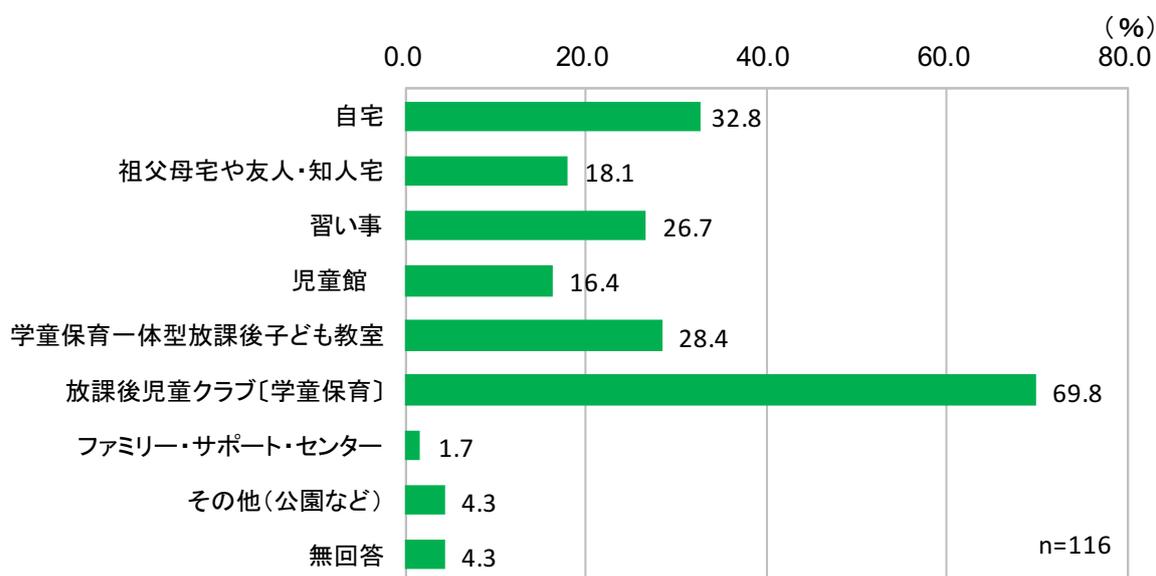
(4) 「定期的な教育・保育の事業」の利用希望事業



定期的にご利用したい教育・保育事業では、「認定こども園」(67.2%)がもっとも多く、次いで「認可保育所」(57.8%)、「ファミリー・サポート・センター」(15.5%)となっています。

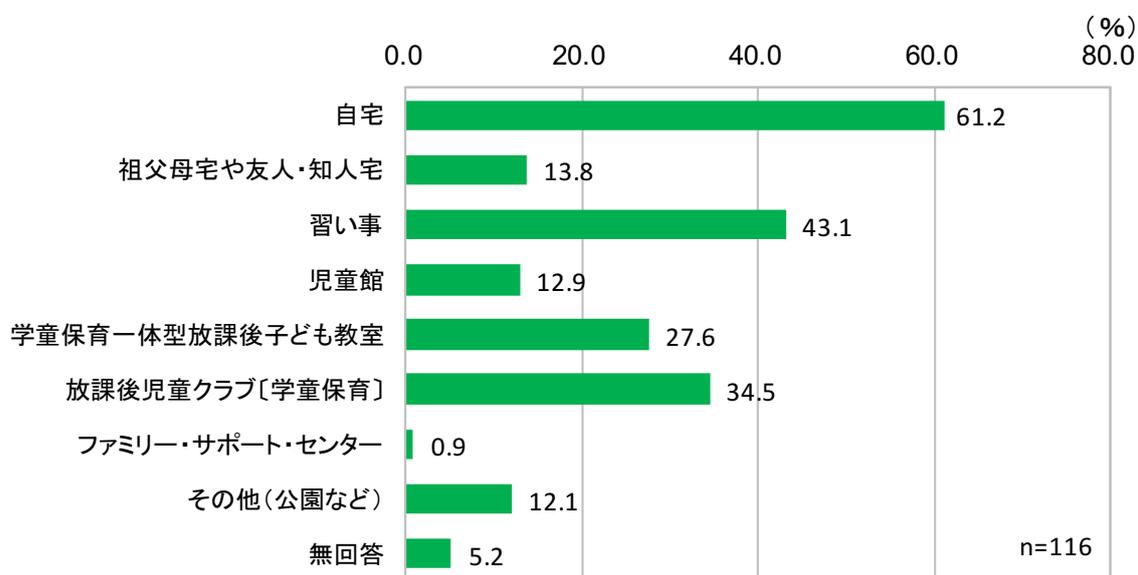
3 放課後の過ごし方について

(1) 放課後過ごさせたい場所（小学校低学年での希望）



小学生になったときの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年のうち「放課後児童クラブ」(69.8%)が最も多く、次いで「自宅」(32.8%)、「学童保育一体型放課後子ども教室」(28.4%)、「習い事」(26.7%)となっています。

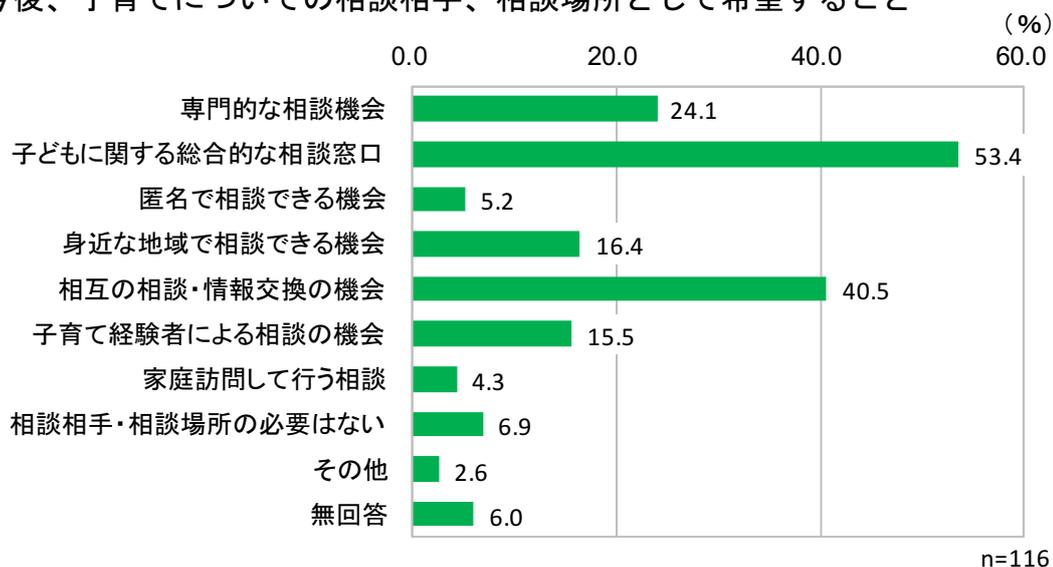
(2) 放課後過ごさせたい場所（小学校高学年での希望）



小学生(高学年)になったときの放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」(61.2%)が最も多く、次いで「習い事」(43.1%)、「放課後児童クラブ」(34.5%)、「学童保育一体型放課後子ども教室」(27.6%)となっています。

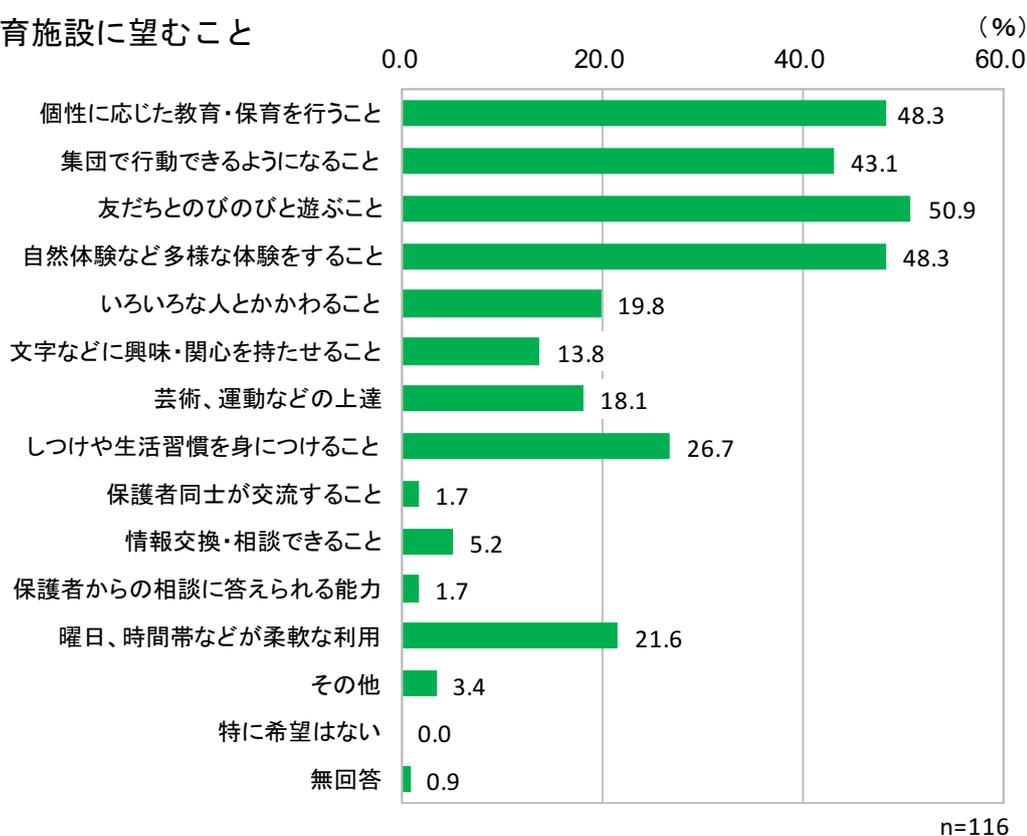
4 望まれる子育て支援サービスについて

(1) 今後、子育てについての相談相手、相談場所として希望すること



今後、子育てについての相談相手、相談場所として希望することは、「子どもに関する総合的な相談窓口」(53.4%)が最も多く、次いで「相互の相談・情報交換の機会」(40.5%)、「専門的な相談機会」(24.1%)となっています。

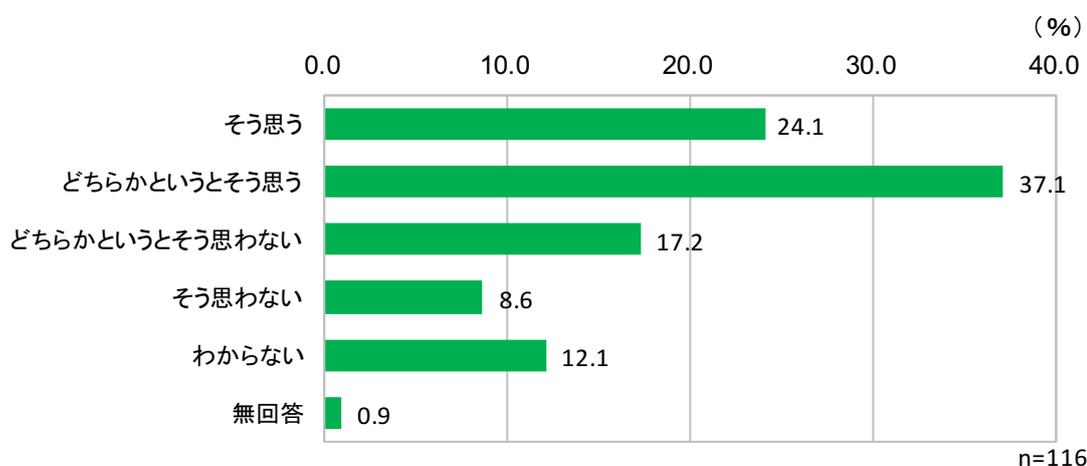
(2) 保育施設に望むこと



保育施設に望むことは、「友だちとのびのび遊ぶこと」(50.9%)が最も多く、「個性に応じた教育・保育を行うこと」、「自然体験など多様な体験をすること」(各 48.3%)、「集団で行動できるようになること」(43.1%)と続いています。

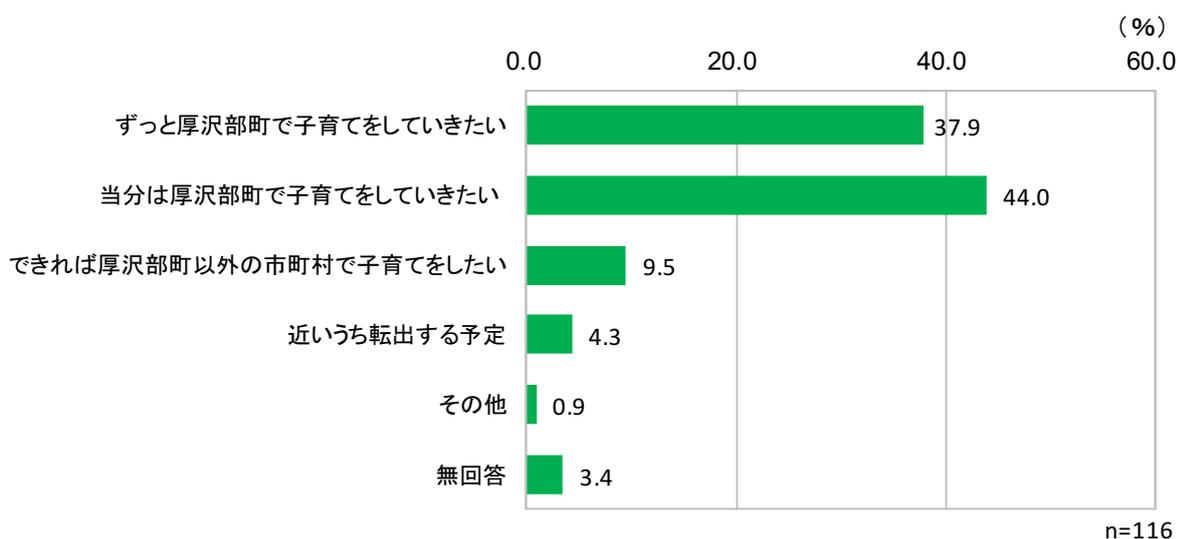
5 厚沢部町における子育てについて

(1) 厚沢部町は子育てしやすいまちだと思うかについて



厚沢部町が子育てしやすいまちと思うかについては、「どちらかというと思う」(37.1%)が最も多く、次いで「そう思う」(24.1%)となっており、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせると61.2%と6割以上になっています。

(2) 今後も厚沢部町で子育てをしていきたいと思うかについて



今後も厚沢部町で子育てをしていきたいかについては、「当分は厚沢部町で子育てをしていきたい」(44.0%)が最も多く、次いで「ずっと厚沢部町で子育てをしていきたい」(37.9%)となっており、これらを合わせると81.9%と8割以上になっています。

第3節 第1期計画の実施状況

1 主な推進施策の実施状況

第1期計画（平成27年度～令和元年度）の主な事業の実施状況は以下の通りです。施策体系における「1地域における子育ての支援」に位置づけられた（1）保育サービスの充実、（2）子育て支援サービスの充実及び「2母と子どもの健康保持と増進」に位置づけられた（1）子どもと母親の健康と安心の確保について記載しています。

（1）保育サービスの充実

具体的事業	実績				
	内訳	H27	H28	H29	H30
乳児・低年齢児保育事業	0歳児	5人	10人	11人	9人
	1歳児	22人	20人	14人	17人
	2歳児	16人	24人	22人	21人
広域保育事業	江差町かもめ保育園	0人	0人	0人	1人
学童保育事業 (なかよし児童会)	厚沢部小学校	23人	34人	35人	35人
	鶉小学校	4人	5人	7人	8人
	館小学校	17人	18人	18人	14人
放課後子どもプラン教室推進事業	館小学校(放課後子ども教室)	15人	17人	10人	15人

・広域保育事業については、利用が少なくなっています。

（2）子育て支援サービスの充実

具体的事業	実績				
	内訳	H27	H28	H29	H30
うさぎサークル (育児サークル)	参加(組)	28組	20組	23組	17組
	大人/子ども(人)	28/38人	20/22人	23/24人	17/21人
	参加(延数)	115人	83人	78人	55人

・うさぎサークルの利用が減少傾向にありますが、子育て支援センターでは、「どんどんパーク」、「すまいるサンDAY」等新しい事業を実施しています。

(3)子どもと母親の健康と安心の確保

具体的事業	実績					
	内訳	H27	H28	H29	H30	
母子健康手帳交付事業	交付人数	18人	13人	23人	12人	
妊婦一般健康診査事業	交付人数	39人	31人	33人	27人	
乳児一般健康診査事業	交付人数	21人	21人	17人	12人	
・乳児相談(2・7ヶ月児)事業 ・乳児健診(4~5ヶ月児・9~10ヶ月児)事業	乳児相談	延べ96人	延べ67人	延べ51人	延べ61人	
	乳児 検診	4~5ヶ月児	27人	21人	15人	19人
		9~10ヶ月児	24人	19人	16人	14人
	受診率	4~5ヶ月児	100%	100%	100%	100%
9~10ヶ月児		85.7%	100%	100%	100%	
1歳児相談・2歳児相談事業	1歳児相談	21人	14人	16人	3人	
	受診率	70%	58.3%	85.7%	18.8%	
	2歳児相談	20人	24人	18人	15人	
	受診率	64.5%	70.6%	66.7%	78.9%	
1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児健診事業	1歳6ヶ月健診	28人	26人	18人	13人	
	受診率	87.5%	89.7%	85.7%	92.9%	
	3歳児健診	26人	28人	29人	24人	
	受診率	96.3%	96.6%	93.5%	92.3%	
	5歳児健診	25人	27人	26人	24人	
	受診率	89.3%	90.0%	92.9%	92.3%	
妊婦訪問事業	訪問人数	1人	4人	4人	0人	
新生児・産婦訪問事業	訪問人数	26人	20人	22人	17人	

・乳児健診（4～5ヶ月児・9～10ヶ月児）事業は、受診率がほぼ100%となっています。また、1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児健診事業もほぼ90%以上と高い受診率となっています。一方、1歳児相談・2歳児相談事業や妊婦訪問事業の平成30年の実績が少なくなっています。今後、事業の周知等について検討します。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

1 基本理念

人々の意識が急速に変化し、就労環境の変化や核家族化や、少子高齢化が進む今日において、次代を担う子どもたちの育成は重要な課題であり、家庭を基本としながらも地域全体で支えていくことが求められています。

豊かな自然の中で地域の人々の温かいまなざしと支えを受けて、子どもたちが心豊かに成長していくためにも、子どもの人権が尊重され、子育て家庭が大切にされる地域社会を築き、子どもたちの笑顔と明るい声が聞こえるまちづくりをめざしていきます。

このようなまちづくりに対し、本計画の基本理念は「厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」で掲げられた「木育（こそだて）のまち厚沢部～充実した子育て環境～」の方向性を反映して、以下のように定めます。

豊かな愛情に生まれ

子どもの笑顔と明るい声があふれる

木育（こそだて）のまち

2 基本方針・基本施策

「豊かな愛情に生まれ 子どもの笑顔と明るい声があふれる 木育のまち」という基本理念に沿って、次世代育成支援行動計画の次の4つの基本的視点を継承します。

(1) 地域全体で支援する視点

ニーズ調査結果によると、第1期計画策定時の5年前との比較では、フルタイム就労の母親の割合が約4割から約6割へと大幅に増加しました。就業時間の増加に伴い、相談の機会が少なくなり、問題を配偶者や身内だけで解決しようとするなど、地域交流の機会も少なくなり、子どもも母親も孤立することが懸念されます。

このため、地域住民による子育て活動の支援、地域住民による子育て家庭の見守りの推進が重要となります。さらに、子育て世帯と地域住民とが子育て情報を共有し、協力して地域の見守り活動を行うなど、子どもを見守る仕組みを強化する必要があります。

(2) 保護者からの視点

子どもが安心して成長するためには、その親が働きながら子育てできる社会環境を確立させることが重要です。ニーズ調査結果によると、現在就労していない子育て中の母親の約7割が、今後就労を希望しています。

そのため、父親や雇用者の子育てに対する意識改革と制度面も含めた職場環境の整備や、母親の安定的な就労の確保、親が日中不在でも子どもが安心していられる放課後児童クラブの充実など、仕事と家庭が両立できる環境整備が求められます。また、ひとり親家庭の増加や、子どもの減少により、母親の地域での孤立、育児経験の不足からくる精神的負担など、育児ストレスの軽減を図る必要もあります。さらに、これらへの早期対応が児童虐待を未然に防ぐ可能性も見込まれるため、幅広い課題に対する相談支援の体制が望まれます。

(3) 子どもの視点

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって自分に自信を持ち安心して育つことができます。しかし、子どもの減少が、社会や家庭で、子ども同士の交流機会の減少を招き、それにより子どもが社会性を育む機会が少なくなりつつあります。

子どもは未来の社会の担い手でもあることから、次代の親の育成、幼児教育・学校教育の充実など、価値観が多様化する社会において、子どもの個性を尊重しつつ、健全な教育環境を確保するとともに、必要があります。また、親からの育児放棄や暴行、虐待などにあうことなく、子どもが子どもとして育つ権利を守ることを求められます。

また、交通事故や犯罪被害にあうことのないまちづくりを目指すとともに、思春期における心身の急速な成長と生活習慣の乱れなど不安定な状態に対する悩み相談を受ける体制の充実を図ることも必要です。

(4) 事業主からの視点

女性の子育てと仕事の両立支援のみならず、労働者の働き方の見直しには事業主の理解と協力が不可欠です。

このため、子育て支援に取り組もうとする事業主に対し、情報提供などの支援が求められます。

3 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、以上の4つの基本的な視点を踏まえつつ、以下の6つを基本目標として、総合的に施策を推進していきます。

(1) 地域における子育ての支援

すべての子育てに関わる人や子ども達に対し、必要な支援が十分受けられるよう保育サービスを充実すると共に、子育て中の親たちが自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域で共に支えあいながら、安心して子育てができる取り組みの充実を図ります。

(2) 母と子どもの健康保持と増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを安心して生み親子ともに心身健やかに成長するための基盤となるものです。妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子保健サービスの充実を図ります。

(3) 子どもの教育環境の整備

家庭、学校、地域における教育環境を充実させ、子ども達が家庭環境に関わらず、様々な学習の機会や人々との交流を通して、他人への思いやりを育み、子育ての意義や大切さを学び、次代を担う社会の一員として将来家庭を持ち、子どもを生み育てることができる環境整備の充実を図ります。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が子どもを安心して生み育てるためには、子育てに適した居住空間や子連れでも安心して外出などができる環境づくりが求められます。子育てに配慮した住宅・居住環境の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりの整備を推進していきます。

また、核家族化の進行、情報化社会の進展によって、子どもを取り巻く環境が変化するなか、子どもが事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐために、関係機関等と連携し、子ども達が安心して暮らせる生活環境づくりの充実を図ります。

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育てを両立させるためには、労働者の働き方の見直し等が必要です。これまで取り組んできた保育サービスに加え、職場・家庭内における仕事と子育ての両立支援に対する意識啓発活動を推進し、子育て支援の取り組みに対する労働環境の整備に努めていきます。

(6) 支援を必要とする児童への取り組み

発達に不安がある子ども、子育てに不安を持つ親に対し、子どもが健やかに成長するための手助けとして、各関係機関と連携しながら、身近な地域で安心して生活できる環境づくりの充実を図ります。また、虐待の防止及び早期発見・早期ケア及びひとり親家庭の経済的自立に向けての支援など、貧困対策を含め、個々のケースに合わせた取り組みを推進します。

第2節 子どもの人口の見通し

計画期間における子どもの人口の見通しは、以下の通りです。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	17	17	16	16	15
1歳	15	19	19	17	17
2歳	16	15	19	19	17
小計(0～2歳)	48	51	54	52	49
3歳	16	14	13	17	17
4歳	24	16	14	13	17
5歳	28	24	16	14	13
小計(3～5歳)	68	54	43	44	47
6歳	29	29	24	16	14
7歳	25	29	29	24	16
8歳	31	24	28	28	22
小計(6～8歳)	85	82	81	68	52
9歳	25	29	23	27	27
10歳	25	25	29	23	27
11歳	23	25	25	29	23
小計(9～11歳)	73	79	77	79	77
合計(0～11歳)	274	266	255	243	225

(コーホート変化率法による人口推計)

第3節 教育・保育提供区域の設定

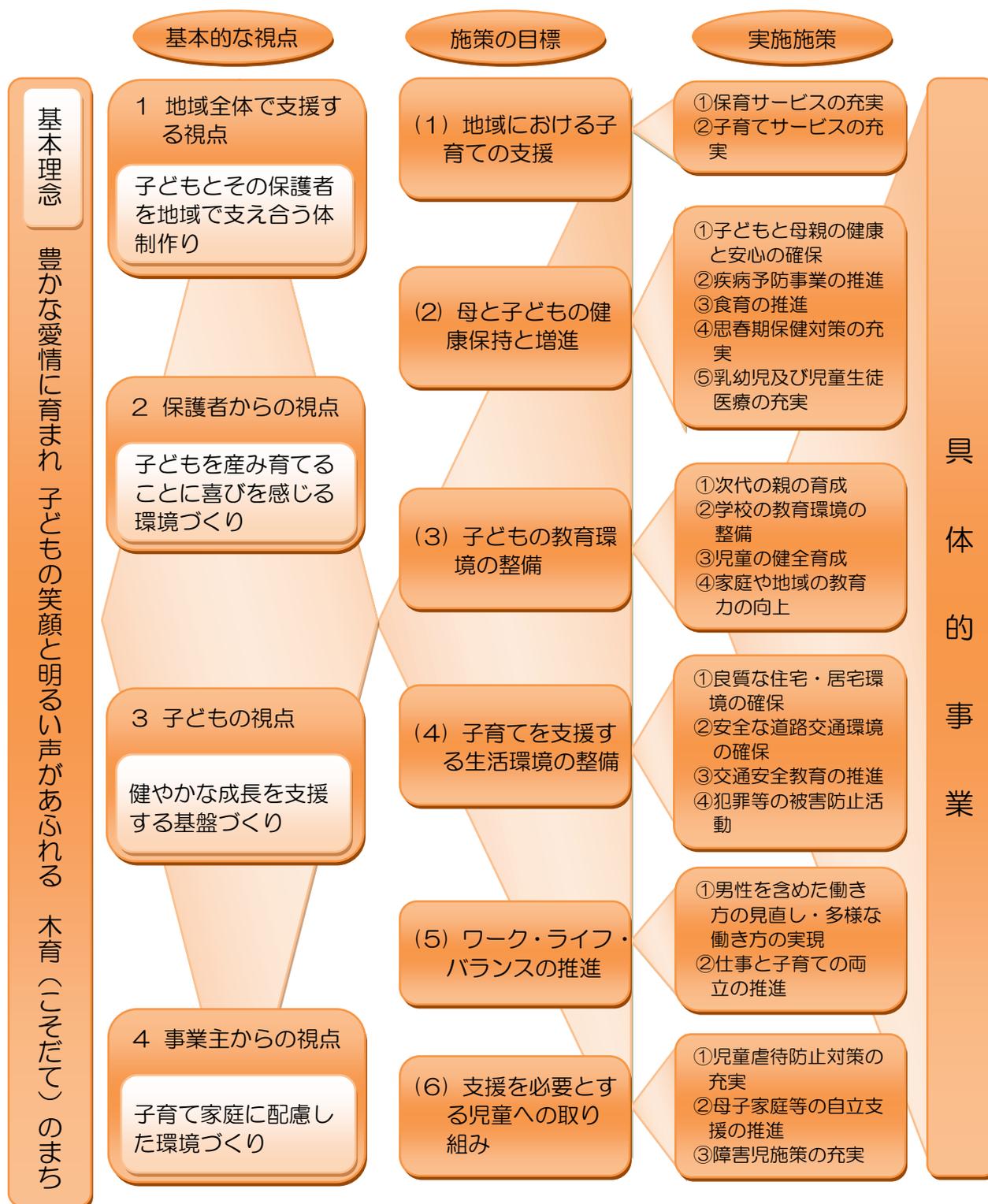
子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、社会資源の種類や施設数が少ない場合には、弾力的な運用がしづらいものとなります。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を第1期計画と同じく、全町一地区と設定します。

第4節 施策の体系

厚沢部町子ども・子育て支援事業計画 体系表



第4章 分野別施策の展開

第1節 実施施策

1 地域における子育ての支援

近年、地域において人と人とのふれあいの機会もが減り、身近に相談できる人、協力できる人が少なくなったことから、育児の孤立化等が進み、とりわけ子育てを主に担う母親の育児負担が増えています。

こうした負担感を払拭し、安心して子育てができるような地域社会を築くためには、すべての子育て家庭に対して、多様な子育て支援サービスの提供を図ることが求められます。

また、「男性は仕事、女性は家庭」に代表される性別による固定的な役割分担意識は、様々な分野で女性の活動を妨げ、女性の生き方の選択肢を狭めています。そのため、男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動や学習機会の提供など環境の整備が必要です。

(1) 保育サービスの充実

近年、様々な理由により子育て家庭においても共働きが増えています。また、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。

本町ではこれまで、通常保育のほか学童保育事業等の充実を図ってきましたが、今後は子育て家庭の実態や意向を十分に踏まえ、子育てをしながらいる人が安心して働くことができるよう、多様なニーズに応じた保育サービスの提供に努めていきます。

事業名	事業の概要
乳児・低年齢児保育事業	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応できるよう、0歳児から保育を利用できます。
広域保育事業	保護者の就労場所の都合により、町村間で協定を結んでいる保育所に入所できます。
学童保育事業	小学校6年生までの児童で、就労等で保護者が日中家庭にいない場合、小学校の空き教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。
放課後子どもプラン教室推進事業	放課後児童クラブ一体型の放課後子ども教室を開設し、小学校1年生から6年生までを対象に、放課後や週末等に余裕教室を活用し、地域の参画を得ながらスポーツや文化活動、地域交流活動の場を提供します。

(2) 子育て支援サービスの充実

核家族化の進行や地域との人間関係の希薄化などを背景に、家庭での子育て機能の低下や子育ての孤独感・不安感を訴える方が多くなっており、子育てを家庭だけで担うことは困難な状況にあります。

子どもを育てるという経験は、親にとっても成長していく機会に他なりません。すべての子育て家庭に対し、心身ともにのびやかに子育てができるよう、様々なサービスを受ける機会や子育ての知識や情報を積極的に提供していきます。このため、子育て支援センターを拠点に、育児に関する母子の交流の場を提供し、乳幼児が安心して過ごすことができるよう関係機関が連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりの充実に努めていきます。

事業名	事業の概要
どんどんパーク	子育て支援センターにおける事業のひとつです。主に戸外活動を中心に親子で地域の自然に親しむ機会を提供しています。
すまいるサンDAY	子育て支援センターにおける事業のひとつです。父親と子どもと一緒に過ごす機会を作るため、休日に開催するイベント等を開催しています。

2 母と子どもの健康保持と増進

(1) 子どもと母親の健康と安心の確保

核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠、出産、育児の不安を深刻化させており、母親並びに乳幼児の健康の確保が必要となっています。このため、妊娠期、新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図るとともに、総合的・継続的な相談・指導体制を整え、母親の健康保持と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めています。

今後も、妊娠・出産や育児に関する情報提供、親となるために必要な知識を習得する学習機会提供の充実を図っていきます。

事業名	事業の概要
母子健康手帳 交付事業	妊娠の届け時に、保健師の面接を行い母子健康手帳を交付します。
妊婦一般健康 診査事業	妊婦一般健康診査受診票・精密検査受診票・超音波検査受診票を交付し、受診料の負担を軽減します。
乳児一般健康 診査事業	出生時に乳児一般健康診査受診票を交付し、1ヶ月健診受診料の負担を軽減します。

事業名	事業の概要
乳児相談(1歳未満児)・ 乳児健診(4～5ヶ月児・9 ～10ヶ月児)事業	身体計測や発達チェックと小児科医による診察、栄養指導、育児相談指導等を行います。
1歳児相談・ 2歳児相談事業	身体計測、発達チェックと歯科衛生指導、栄養指導、発達確認等育児相談指導を行います。
1歳6ヶ月児・ 3歳児・5歳児 健診事業	言語・情緒・運動等の状態確認、小児科医の診察、虫歯予防指導、発達支援相談等を行います。
妊婦訪問事業	支援が必要な妊婦を保健師・栄養士が訪問し育児相談、栄養指導を行います。
新生児・産婦 訪問事業	産婦と新生児を保健師・栄養士が訪問し育児相談、栄養指導を行います。

(2) 疾病予防事業の推進

食生活や運動習慣の変化により、1歳6ヶ月児健診において5人に1人は虫歯を持っている状況です。また、3歳児健診においては3人に1人は虫歯を持っています。これまで、1歳から歯科指導を取り入れることで年々う歯保有率は減少していますが、夜間のほ乳瓶の使用やおやつの内容、仕上げ歯みがきの方法などの指導を推進していきます。

また、幼児健診や認定こども園内科健診にて肥満の指導を要する子どもが年間数名いることから、食事や生活習慣について家庭訪問や認定こども園を通じて指導を行っていきます。

事業名	事業の概要
歯科対策	各健診・フッ素塗布事業などを通じ、歯の大切さや予防方法について、歯科衛生士・保健師からの指導を充実していきます。また、家庭訪問などを通じ歯保有児と親へ個別にはみがき指導や食事指導を行っていきます。
歯科健診及びフッ素塗布 事業	1歳6ヶ月児健診、3歳児健診において歯科健診を行っています。また、これらの健診及び1歳児相談、2歳児相談において歯科衛生士による歯科保健指導を行っています。さらに、年3回のフッ素塗布事業にあわせた歯科健診及び歯科保健指導により、幼児のう歯予防事業を進めています。
はみがき教室事業	認定こども園において年1回、保健師・栄養士・歯科衛生士による紙芝居、染め出しチェック、ブラッシング指導を行っています。また、保護者の参観を奨励し、来所者への指導を行っています。効果的に集団指導を行うことで、虫歯予防やはみがき習慣の定着を図っていきます。

事業名	事業の概要
予防接種事業	訪問時や健診・相談時に、予防接種の必要性と適切な時期に接種する重要性について指導・周知を強化し、適正な時期に接種できるよう日程の調整を行っていきます。また、医療機関と連携し、安心して安全に予防接種が受けられるよう救急体制の整備を進めていきます。

(3) 食育の推進

食べることは、すべての子どもが、家庭、保育所、学校、地域等、様々な環境の中で毎日行う営みであり、その毎日の食習慣・食行動が、子どもの健全育成を図るうえで重要となります。最近では朝食の欠食、肥満の増加、極端にやせた子どもの出現など、様々な食習慣の乱れが増えてきているのが現状です。子どもの健康の基礎が崩れないよう、食を通じた一人ひとりの発達・発育過程に応じ、健全育成を図ることが求められています。

このため、栄養士や食生活改善推進員、認定こども園、学校、地域等で連携を行い、食育の取り組みを進めていきます。また、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や食事づくり等の体験学習を行うとともに、それを支援する環境づくりを進めていきます。

事業名	事業の概要
給食献立作成	町の栄養士が認定こども園の給食献立を作成しています。毎月1回認定こども園で、献立の説明や給食関係の打合せを行うとともに、年1回給食担当者会議を開催し、連携を図っています。また、乳児の離乳食の進行に合わせた献立の作成や、食物アレルギーの子どもの献立など、摂取状況や体調を確認し、必要に応じて保育士や保護者を含めた打ち合わせを行い、入園児童の食育の推進など健康管理に配慮した指導を今後も進めていきます。
学校における食生活指導の実施	小中学校において、子ども達に正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけさせ、健康管理ができることなどを旨として、学級担任や養護教諭と連携しながら食生活指導を行っています。また、子ども達が食に興味や関心を高め、地域の産物や成長過程に必要な食生活の充実を図れるよう調理実習での指導も進めていきます。
キッズ食育の森(食農体験事業)	生きるために必要な「食」の重要性を理解するために、就学前幼児から小学校低学年児童とその保護者を対象に、地場産物の収穫から調理、食物クイズの体験を通して、食の大切さや楽しさを伝えるとともに、親子間のコミュニケーションの場として食育の推進に努めていきます。

事業名	事業の概要
肥満対策	各健診等で肥満傾向のある子どもと保護者に対し、保健師、栄養士による家庭訪問などを通じ食事や生活面での指導を個別に行っていきます。

(4) 思春期保健対策の充実

思春期は身体的、性的、精神的に急激に発育・発達する時期です。さらに近年の性情報の氾濫、価値観の多様化などは、思春期の性意識や性行動に深く影響を及ぼしています。また、喫煙・飲酒等の問題も社会的に潜在化しているなか、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて性教育・喫煙防止教育を実施していきます。

今後さらに医療機関、保健機関などと連携を深めながら性や性感染症の教育、喫煙・飲酒や薬物等に関する正しい知識の普及・啓蒙を図っていきます。

事業名	事業の概要
性教育の実施	<p>学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い現代社会にふさわしい性道徳を確立することが求められています。小中学校と連携を図り命の大切さや第二次性徴に関する指導を行っていきます。</p> <p>さらに、教員と情報交換しつつ医療機関との連携を行い、児童生徒の心のケアの充実に努めていきます。</p>
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	<p>学校教育において、児童生徒の心身の発達期における健康と非行防止に関する教育が求められています。</p> <p>児童生徒が喫煙・飲酒・薬物等の有害性や乱用防止に関する知識を習得し、健康で安全な生活を送ることができる教育を推進していきます。</p> <p>また、町学校保健会、警察や医療機関などの関係機関と連携を強化するとともに、研修会等を行い、児童生徒の健全育成と保護者への啓発に今後も努めていきます。</p>

(5) 乳幼児及び児童生徒医療の充実

安心して子どもを産み、子どもが健やかに暮らせる環境をつくるためには、産科施設や小児医療体制を確立していくことが必要です。町内には小児科がなく、親子の不安や負担が増している状況からも、安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備や緊急時の対処の仕方などの情報提供に努めていきます。

また、乳幼児及び児童生徒医療費助成事業により、高校生まで全額助成対象を拡大実施し、予防接種の無料化など、医療費負担の軽減に努めています。

3 子どもの教育環境の整備

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報のはん濫などで、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、様々な不安を抱え、悩み続けているといわれています。さらに親自身の生活上のストレスや社会的孤立などの様々な要因が複雑に絡み合うことにより、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。また、核家族化が進むにつれて、親の間では、子どもの教育やしつけの仕方がわからないといった育児に関する悩みが引き続き増えている傾向にあります。

家庭は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣やモラル、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけるうえで重要な役割を担っています。家庭の教育力の向上のためには、学校や地域の協力を得ながら、親からの相談体制をより一層充実するとともに、若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境づくりが必要です。

学校教育では、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができる「子どもが主役の学校づくり」が求められており、学校と地域が連携し、教職員の創意工夫による教育活動など、特色ある学校づくりに努めることが必要であり、また、いじめ・不登校、非行などの課題解決に向けて教育活動に取り組むとともに、体験活動を通じた親子のふれあいや世代間交流を図るなど、家庭や地域と一体となって、子どもの健全育成を進めていくことが求められています。

(1) 次代の親の育成

乳幼児に接する機会が少ないままに親になる世代が増えています。このため、子育ての楽しさや子どもを生き育てることの意識や、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて学ぶことが重要です。

学校教育における総合的な学習の時間や体験学習を通して幼児や児童とふれあう機会を広げるとともに、異年齢児や世代間の交流・親と子の交流事業の拡大に努めていきます。

(2) 学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で自らの行動に責任を持ちながら主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

このため、TT 指導（ティームティーチング・複数の教師が協力して行う授業）や少人数指導など個々に応じた指導を行い、基礎・基本の確実な定着を図り、学力の向上を図るとともに、いじめ、不登校など児童・生徒の課題に対する生徒指導の充実やスポーツの振興に努めるなど、心も体も健やかに育つ環境を整えていきます。

また、魅力ある学校づくりを進めるため、学校施設については、学習内容・指導方法等の多様化に対応した環境づくりや地域住民の学習、スポーツ・文化活動の場としても活用できるよう、工夫を凝らしてその整備に努めていきます。

事業名	事業の概要
信頼される学校づくり	各小・中学校の教育活動の情報をより多くの人に提供し、サービスの向上を図るため、「学校だより」、「学級だより」等を発行しています。また、学校に評議員を配置し、学校評価を充実させることで保護者や地域の願いに応じた「開かれた学校づくり」を推進していきます。平成30年4月より厚沢部小学校においてコミュニティスクール(学校運営協議会制度)を開始し、地域の声を反映できる体制づくりを進めています。さらに、老朽化により危険性の高い学校施設から年次的に改修整備を進めています。
確かな学力の向上	指導方法工夫改善事業を継続して計画し、教員の加配を要望していくとともに、各学校で学校課題、児童生徒の学習状況に応じて TT 指導、少人数指導を行っています。また、児童生徒の実態に合わせた指導の充実に努め、さらに総合的な学習では、各学校で創意工夫を凝らした学習内容に合わせて、様々な教育活動で外部からの人材を活用し、学習内容の充実に努めます。また、平成30年10月より中学生を対象に公営塾による学習支援を開始し、平成31年には、高校1年生にも対象を拡大しています。

(3) 児童の健全育成

遊びを通じての仲間意識の形成や児童の社会性の発達を促すために、児童が地域で異年齢集団の中で自由に遊び、安全に過ごす場の整備が必要です。

このため、総合体育館、各学校の体育館やグラウンド、各地域の公園などで遊びやスポーツを行っています。さらに、図書館、郷土資料館、レクの森、ハチャムの森などの施設を利用して、地域での様々な活動や体験事業を通して、児童の健全育成を図っています。

また、いじめ・不登校や非行等の問題については、専門的に相談・指導にあたるスクールカウンセラーを継続して道に要請するとともに、教育相談の充実を図っていきます。

今後、これらの問題が発生した場合は、児童相談所・学校等の関係機関と地域の連携をさらに強化し、適切な対応に努めていきます。

事業名	事業の概要
豊かな心の育成	<p>スクールカウンセラーを中学校に配置し、いじめ・不登校等への早期対応、問題行動等の防止に向けて生徒の心の安らぎを図るとともに、保護者も含めた相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、学校においては「道徳の時間」を設定しており、この時間に「心のノート」等を活用した指導を充実するとともに、全教育活動を通じて「豊かな心」の育成に努めます。</p> <p>さらに、児童生徒の理解に基づき一人ひとりの存在感を高める積極的な生徒指導を行うとともに、その生徒指導の機能を活かし、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実と、関係機関との連携強化に努めます。</p>

(4) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域のつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となって現れています。

このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供、乳幼児健診や子育ての相談・指導の充実を図り、家庭における養育機能の向上に努めていきます。

さらに、地域の実情に応じた学校づくりを目指すとともに、学校の施設や機能の開放に努めます。

また、子育てサークルの育成や子ども会活動の活発化に努めるなど、地域における人と人との結びつきを強めていきます。

このため、地域において児童が自主的に参加、交流できる体験活動の機会を提供し、地域の人材育成にも取り組むことが必要です。

事業名	事業の概要
ブックスタート事業	<p>赤ちゃんの言葉と心を育むためには、「抱っこの温かさ」の中で優しい言葉を聞き、人と心を通わせることが大切であり、その中で赤ちゃんは自分が愛されている事、人を信頼する事を学んでいきます。</p> <p>そのため、家庭教育事業として、乳児健診(9～10ヶ月健診)の場を活用し、ブックスタートを実施し、ボランティアスタッフによる絵本の読み聞かせを行い、その利点を伝えるとともに絵本の配布やその子に適した絵本の紹介をしています。</p> <p>普段忙しくしていたり、赤ちゃんとの接し方がわからない親が、絵本を通し親子で穏やかなふれあいの時間を過ごすことができ、また子育ての先輩のボランティアと相談できる場を提供していきます。</p>

事業名	事業の概要
ブックスタートフォローアップ事業	ブックスタート実施後のフォローアップとして、2歳児相談と連携しブックトークや読み聞かせを行います。
あっさぶ少年少女体験塾開設事業	町内の小中学生を対象に、自然・歴史・芸術・スポーツ等の体験活動を通じて、異世代間や親子の交流を深め、人間性豊かな少年少女の育成を図るために、あゆ釣り体験・陶芸教室・囲碁教室・茶道教室等の体験塾を実施していきます。
厚沢部町家庭教育学級開設事業	子どもに対する家庭内での教育について、「食育」をテーマとした親子参加型の体験活動を通じた家庭教育の向上を図っていきます。
児童・生徒芸術鑑賞会開催事業	町内の児童生徒を対象に、実際に親しむ機会の少ない「生の芸術」の鑑賞機会を提供していきます。
移動図書館バス運行事業	移動図書館車「あすなろ号」を運行し、子育て中で図書館を利用することが困難な方にもより多くの読書機会を提供することにより、読書普及促進を図ります。
スポーツ少年団育成事業	青少年スポーツ育成のため、町スポーツ少年団加盟団体の育成と各種スポーツ大会を開催します。
学校支援地域本部事業	現在、子どもたちを取り巻く社会環境が複雑になる中、子どもの教育を学校や家庭だけでなく、地域住民の持っている豊富な知識、熟練の技能等、地域の力(教育力)を学校教育活動へ活かすことが重要となっています。そのために、地域全体で子どもたちを健全に育てることをねらいとして、地域の教育力を学校教育活動の支援に取り入れていきます。
リーダー育成・交流事業	北海道が主催する「ジュニアセミナー」に中学生の代表を派遣して、リーダーとなる人材の育成を進めるとともに、次代の担い手である子どもたちの交流を図っていきます。
緑の少年団活動事業	花や緑を愛し、自然に親しむ心を育てるため、現在館小学校に「緑の少年団」を結成しています。今後、地域で活躍する人材の育成と拡大に努めていきます。
伝統技能伝承講座事業	地域の行事食や伝統料理を通して、厚沢部町の歴史や伝統について知り、食に関わる知恵や技術、郷土料理などを子どもから大人まで広く伝承しています。(かだっこ餅作り教室、しめ縄づくり教室、昔の遊び教室の計3講座)。大人たちが地域の食文化を見直し、厚沢部町ならではの伝統行事や郷土料理を再現し、子どもたちに伝えていきます。
地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業	学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、土曜日の教育環境を豊かなものにしていくため、陶芸教室、科学実験教室等の従来からある事業や町民グループ等の協力による事業を展開します。

4 子育てを支援する生活環境の整備

豊かな自然に囲まれた本町において、子どもたちは乳幼児期から川や緑あふれる森林に囲まれた素晴らしい環境の中で育っています。この豊かな自然環境を保全し、次の世代に引き継ぐことは重要な使命です。

この豊かな自然環境の中で、安心して子育てするためには、親子が気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

そのため、段差の解消や子どもの利用を想定したトイレの設置など、施設のバリアフリー化はもとより、通学路の安全対策、歩道の整備など安全な道路環境の整備を推進し、気軽に乳幼児を連れて歩けるまちづくりを展開することが求められています。

また、子どもの安全確保においては、交通環境の大きな変化や交通マナーの低下、さらに交通ルール違反などによる交通事故が増加しており、特に交通弱者である子どもや高齢者などがこの犠牲になっているのが現状です。

それを防ぐためには、歩行者やドライバー双方に交通ルールの習得と交通安全啓発が必要であるとともに、歩行者の視点に立ったまちづくりを進めていく必要があります。

また、一方で、小・中学生が不審者に声をかけられる等の事案が、近隣町を含め多発しており、日常生活での子どもの安全確保が求められています。

(1) 良質な住宅・居住環境の確保

子育てを担う若い世代が求める、ゆとりある住宅の確保ができるよう住宅情報の提供と、室内空気環境の安全性を確保する観点からシックハウス対策を推進していきます。

事業名	事業の概要
町営住宅の整備	住宅を必要とする世帯に、随時住宅の空き情報を提供するとともに、改築にあたっては、室内空気環境の安全性に配慮し、快適な住宅が確保されるよう今後も整備していきます。

(2) 安全な道路交通環境の整備

子ども、妊産婦、乳幼児連れの親など、あらゆる人たちが安全に、安心して歩くことができるような道路交通環境を確保するため、生活道路の整備を図っていきます。

事業名	事業の概要
安全な歩道整備事業	安全で歩きやすい歩道の確保や、ゆとりある歩行空間に配慮した歩道の造成、拡幅を推進していきます。

事業名	事業の概要
街路灯の新設・敷設替の支援と管理	町内会の街路灯の新設、敷設替及び維持補修に対する支援と町公設街路灯の維持管理を行っており、夜間における町民の交通安全と防犯に努めています。

(3)交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、学校、町内会、関係団体等と連携した協力体制を整えるとともに、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用など、総合的な交通事故防止対策を推進していきます。

事業名	事業の概要
情報の提供	子育て支援センターでのイベント等や新生児訪問の際にチャイルドシートの効果、必要性について情報提供を引き続き行っています。
街頭指導活動事業	子どもを犯罪等から守り、また、非行防止や交通事故防止のため、下・鶉・館地区における「地域安全マップ」作成の支援に取り組んでいくとともに、家庭、地域の協力を得ながら関係機関と連携を図り、街頭指導を行っています。 また、各学校単位で長期休業や祭典時の特別街頭指導を行っており、関係機関との連携をさらに強化し、非行防止や交通事故防止のために、活動の充実を今後も図っていきます。

(4)犯罪等の被害防止活動

子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路に居住する地域住民の協力のもとに、「子ども110番の家」の拡大に努めるとともに、警察等関係機関との情報交換や、迅速な犯罪等の情報提供と対応を進めていきます。

事業名	事業の概要
「子ども110番の家」	子どもが不審者から声をかけられる等危険を感じた場合に、子どもが駆け込むことができる「子ども110番の家」が町内に約80ヶ所設置されており、緊急時にはすぐに駆け込める体制が整っており、不審者に対する抑止力にもなっています。
防犯啓発活動	防犯対策として、全戸に悪質訪問販売防止ステッカーや啓発チラシを配布するとともに、防犯街宣を行っており、今後も啓発活動を進めていきます。 また、子どもが自ら身を守るための防犯啓発に取り組んでいきます。さらに、地域の実態に即した安全活動の推進、広報啓発活動の推進等、防犯活動を行っている町内会連絡協議会への支援をしていきます。

5 ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化が進む中で、真の男女共同参画社会の形成に向けて男女がともに仕事、家庭生活、地域活動に関われる環境を整備することは重要な課題です。女性の就労が進み、結婚後も働きながら妊娠・出産を経験し、子育てをするケースとが増えていますが、家事をはじめ多くを女性が担っているのが現状です。

本町では、未婚化・晩婚化が進む一方で、育児休業制度を規定している事業者の割合が全国と比較して低いこと、が少子化の一つの要因となっています。このため、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や、家庭における男女の役割分担などの見直しが求められています。

今後は男女ともに子育てに参画できる環境づくりが必要であり、子育て後も仕事への復帰が円滑にできるよう、職場環境の整備を進めていくことが求められています。

(1) 多様な働き方の実現

男女を問わずすべての人がワーク・ライフ・バランスがとれる多様な働き方を選択できるようにすることが求められています。

育児休業制度は徐々に定着しつつありますが、一部では、まだ利用しにくい環境にあり、特に男性の取得は極めて稀な状況です。このため、父親の育児参加を促しつつ、仕事と子育ての両立支援の環境整備などを積極的に推進することが必要です。

今後は、固定的な性別役割分担意識の解消や仕事優先の意識是正のため、関係団体や地域住民と連携を図りながら、見直しについての啓発、啓蒙及び情報の提供に努めていきます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービスの充実に努めるとともに、男女の育児休業の取得促進を図るなど働きやすい環境を整えていくことが必要です。

さらに、放課後児童の受け入れ体制を充実していくとともに、子育て支援ネットワークづくりを進め、地域における子育て支援を推進していきます。

6 支援を必要とする児童への取り組み

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、インターネットやSNS等による育児情報のはん濫などにより、母親の多くは妊娠から育児のあらゆる場面で様々な不安を抱え、悩んでいるといわれています。さらに、親自身の社会的

孤立や生活上のストレスなどの様々な要因が複雑に絡み合い、子どもを虐待してしまう親の増加が問題となっています。

一方、離婚の増加により、ひとり親家庭が増えており、家事・育児の負担が大きいなどの理由により、様々な問題を抱えているケースがみられます。また母子家庭においては、経済的な不安を抱えるケースが多いことから、経済的に自立した社会生活を送ることができるための支援が必要です。

また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

(1) 児童虐待防止対策の充実

国や道内においても児童虐待問題が深刻化しており、早期発見・早期対応といった対策が求められています。

このため、認定こども園や学校等との情報交換や連携協力を図るとともに、地域全体で児童虐待を未然に防ぐ体制づくりが必要です。

また、必要時虐待ネットワーク等を有効に活用し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援を進めていきます。

事業名	事業の概要
虐待ケアマネジメントシステムの推進	新生児訪問時、全母親に対して行う子育てアンケート調査をもとに、虐待チェックシートを活用して、ケース検討会を実施し、保護者が今後育児を行ううえで虐待につながりうるリスクを分析調査しています。その結果をもとに早期から重点的な関わりを行うことで、今後も児童虐待の防止に努めていきます。
児童虐待防止の啓蒙	3歳児健康診査事業等において、児童虐待防止に関する小冊子の配布を行い、自らの家庭のみならず、周囲の家庭に対しても児童虐待予防の視点に立ち行動できるよう啓蒙しています。地域全体で児童虐待を未然に防ぐ体制づくりに努めていきます。
児童虐待防止のネットワーク	本町では、平成19年1月に要保護児童対策地域協議会が、設置されており、町、各学校、こども園はもとより、児童相談所、医療、保健所、警察など関係機関が連携して、子どもの虐待防止等の対応を行っています。普段の情報交換のほか、必要に応じて連絡会議を開催する等、今後も関係機関とのネットワーク強化を図り、問題の早期発見と迅速な解決に取り組んでいきます。
【案】子ども家庭総合支援拠点の整備	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、総合的な相談支援対応及び関係機関との連携体制を構築するために、子育て支援センターに子ども家庭総合支援拠点の整備に向けた検討を進めます。

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等のひとり親家庭は、子育てをするうえで経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。

このため、ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実や、経済的自立に必要な情報の提供に努めていきます。

また、児童扶養手当などの必要な経済的支援を図るとともに、生活実態に応じた支援を推進するとともに、ひとり親家庭の医療費負担を軽減する医療費助成事業を継続していきます。

(3) 障害児施策の充実

乳幼児健診は、言語・情緒・運動などの発達が心配な子どもの早期発見、早期治療、早期療育を目的に実施しています。言葉や情緒面に関する障害は身近である親が気にしていながらも、どうしたらよいのか分からずに過ごしていることが多くあります。地域においては、障害児の健やかな成長発達を支援するとともに、その家族が安心して子育てできる療育環境の整備が必要です。また最近、他職種からの相談が増えているため、各機関との連携や情報交換が、施策を実行するうえで重要となっています。

さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒及び普通学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラムなど、特別な教育的支援の必要な児童生徒への充実を図る「特別支援教育」に積極的に取り組んでいきます。

事業名	事業の概要
各機関とのネットワーク (フォーマル・インフォーマルの連携)	障害児やその家族が、安心して生活できるよう保健、福祉、医療、教育、行政機関の連携を図り、有効に社会資源を活用できるよう体制を整えるとともに、障害児を抱えた家族同士が情報交換や交流できる環境の整備を図っていきます。
障害児とその家族に関する支援	乳幼児健診での早期発見、早期療育に努め、発見後は障害児や家族が地域で孤立しないよう家庭訪問などを活用し、ニーズに合わせた療育が受けられるよう努めていきます。
移動療育(各小児専門職による相談)	道立施設専門支援事業などを利用し、年に数回通園児を対象に療育相談指導を行っています。各職種間での指導・症例検討評価を行い、児童にとって最適な療育が受けられるように努めていきます。
巡回児童相談(心理判定員や児童福祉司による相談)	年に3回、育児環境の相談や、運動、言語、情緒面での発達の遅れが気になる児童に対して函館児童相談所の心理判定を実施しています。また、児童福祉司が、福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談を行い、今後も必要な場合は、療育手帳の交付を始め各機関と連携を図り、早期療育体制に努めていきます。

事業名	事業の概要
上ノ国町子ども発達支援センター（心身障害児通所施設）	<p>第二次医療圏として、広域施設を上ノ国町におき、障害を持つ児童を対象に通所事業を行っています。</p> <p>発達障害を抱えている児童に対し、早期療育として集団生活への適応訓練や、必要な助言指導が受けられるよう勧めています。</p> <p>また、福祉、教育、医療、保健等の諸機関、団体との連携を図り、親子同士の交流会を設け、常に児童やその保護者のニーズに添えるような療育体制の充実に努めていきます。</p>
特別支援教育推進事業	<p>学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラムを含めた総合的な教育的支援体制の整備を図り、軽度の発達障害のある児童生徒への指導の充実に努めていきます。</p>
発達支援センター	<p>こどもの発達状況に応じて、保護者や関係機関と連携を図りながら、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応等に関する支援を行い、子どもが家庭や地域で健やかに育っていただけるよう努めていきます。</p>

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

第1節 需要量の算出方法

計画期間における子ども・子育て支援サービスの需要量は、家族類型別の子ども数に、アンケート結果から得た意向率を乗じて、算出します。

1 算出項目

(1) 教育・保育施設および事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	1号認定（認定こども園（短時間）及び幼稚園） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定（認定こども園（長時間・短時間）及び保育所・幼稚園）	3～5歳
3	3号認定（認定こども園（長時間）及び保育所）	0～2歳

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
2	妊婦健康診査	—
3	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
4	養育支援訪問事業等	0～18歳
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～5歳
6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	0～5歳
7	一時預かり事業	0～5歳
8	延長保育事業	0～5歳
9	病児・病後児保育事業	0～5歳
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生

※2「妊婦健康診査」、3「乳児家庭全戸訪問事業」、4「養育支援訪問事業等」、7「一時預かり事業」8「延長保育事業」10「放課後児童健全育成事業」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。

※「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については、ニーズ調査とは別に検討しました。

2 算出方法

子どもの人口の推計	コーホート変化率法によって、令和2年度～令和6年度の0～11歳の子どもの人口を推計する。
家庭類型の分類	<p>ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。</p> <p>【家庭類型】 ※1年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。</p> <p>タイプA : ひとり親家庭 タイプB : フルタイム×フルタイム タイプC : フルタイム×パートタイム タイプC' : フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD : 専業主婦（夫） タイプE : パート×パート タイプE' : パート×パート（短時間） タイプF : 無業×無業</p> <p style="text-align: right;">} 年齢別に分類</p>
量の見込みを算出	家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、量の見込みを算出する。

3 需要量の算出イメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数(人)		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプA	※コーホート変化率法による年度ごと年齢ごとの推計児童数	×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	

・需要量の算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		需要量
タイプA		×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	

※年度ごと、年齢区分ごとに算出。年齢区分は事業による。

第2節 施設型給付・地域型保育給付の量の見込み

1 量の見込み

町内に居住する子どもの施設型給付の量の見込みと確保の内容は、以下の通りです。

単位(人)	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み	6	58	8	27	5	46	8	33	3	37	8	33
量の見込み (小計)①	6			93	5			87	3			78
確保方策②	15			105	15			105	15			105
特定教育保育	15			105	15			105	15			105
②-①	9			12	10			18	12			27

単位(人)	令和5年度				令和6年度				平成31年度(第1期)			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み	3	38	8	32	5	40	7	30	10	69		31
量の見込み (小計)①	3			78	5			77	10			100
確保方策②	15			105	15			105	15			105
特定教育保育	15			105	15			105	15			105
②-①	12			27	10			28	5			5

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により希望を把握したうえで、均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう就学前児童の推移等を考慮し、認定区分ごとに各年度における必要利用定員数の確保を図ります。そのため認定こども園において体制の整備に努めていきます。

3 幼保の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

本町の教育・保育の一体的な提供の推進においては、平成31年4月より認定こども園「はぜる」を開設し、従来の保育所3園の体制から移行しました。また、これにより、町内になかった教育ニーズに対応する機能も整備されました。

今後は、幼保の一体的提供施設だけでなく、子育て支援センター、発達支援センター、病後児保育等の提供施設として、子育て支援全般に関わる拠点との位置づけのもと、子どもや保護者のニーズに応えることができるサービスの提供に努めます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し実施していきます。

5 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、町内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う子育て支援アドバイザーの配置に努めます。

6 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を考慮しつつ、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、教育・保育施設等に対する支援策を検討します。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

1 利用者支援事業

[事業の概要]

利用者支援は、子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等から適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

[確保方策の考え方]

本町においては、認定こども園はざるに併設している、子育て支援センターにおいて実施しており、相談支援を含めて幅広い対応に努めていきます。

2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

[事業の概要]

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児のいる子育て中の家庭の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う事業です。本事業は母子保健事業の中で育児相談・情報提供を行っています。

[確保方策の考え方]

本町においては、認定こども園はぜるに併設している、子育て支援センターにおいて実施しています。今後は、相談支援の拠点として、多様な課題に対応できるように、子ども家庭総合支援センター事業等の実施も検討します。

地域子育て支援拠点事業	1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の見込み	11 人月	12 人月	13 人月
②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所

地域子育て支援拠点事業	4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)R1 年度実績
①量の見込み	12 人月	11 人月	1 か所
②確保の内容	1 か所	1 か所	

3 妊婦健診事業

[事業の概要]

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

[確保方策の考え方]

現在、受診する妊婦に対して、最大14回の健診料助成（40週以内は道の助成による）を実施しています。安全で安心な出産のために、今後も助成の推進を継続していきます（40週を超えて受診する場合、14回の受診を超えた場合は、町独自の助成による）。

妊婦一般健康診査事業	1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の見込み	238 人年	238 人年	224 人年
②確保の内容	238 人年	238 人年	224 人年

妊婦一般健康診査事業	4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)H30年度 実績
①量の見込み	224 人年	210 人年	186 人年
②確保の内容	224 人年	210 人年	

4 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4ヶ月までの乳児がいる全家庭を保健師・助産師・看護師・保育士等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

[確保方策の考え方]

保健師等が町内の全新生児数相当の乳児家庭への全戸訪問を実施していきます。

乳児家庭全戸訪問事業	1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の見込み	17 人年	17 人年	16 人年
②確保の内容	17 人年	17 人年	16 人年

乳児家庭全戸訪問事業	4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)H30年度 実績
①量の見込み	16 人年	15 人年	14 人年
②確保の内容	16 人年	15 人年	

5 養育支援訪問事業等

[事業の概要]

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して保健師・助産師・看護師・保育士等が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

[確保方策の考え方]

引き続き、保健師等が訪問を実施していきます。

養育支援訪問事業	1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の見込み	5 人年	4 人年	4 人年
②確保の内容	5 人年	4 人年	4 人年

養育支援訪問事業	4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)H30年度 実績
①量の見込み	5 人年	5 人年	5 人年
②確保の内容	5 人年	5 人年	

6 子育て短期支援事業

[事業の概要]

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

ショートステイは、保護者が疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。現在、本町では該当する施設がなく事業実施は行っていません。

[確保方策の考え方]

年間の利用希望の見込み数は30人弱あり、今後も、町民ニーズの確認を継続していきます。

子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の見込み	28 人年	25 人年	24 人年
②確保の内容	0 人年	0 人年	0 人年
②-①	▲28 人年	▲25 人年	▲24 人年

子育て短期支援事業 (ショートステイ)	4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)H30年度 実績
①量の見込み	23 人年	23 人年	0 人年
②確保の内容	0 人年	0 人年	
②-①	▲23 人年	▲23 人年	

7 ファミリー・サポート・センター事業

[事業の概要]

ファミリー・サポート・センター事業は、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と、援助を行うことを希望する人（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。現在、本町では実施していません。

[確保方策の考え方]

年間の利用希望の量の見込みはありませんでした。今後、町民ニーズの確認を継続していきます。

ファミリー・サポート・センター事業	1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の見込み	0 人年	0 人年	0 人年
②確保の内容	0 人年	0 人年	0 人年
②-①	0 人年	0 人年	0 人年

ファミリー・サポート・センター事業	4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)H30年度 実績
①量の見込み	0 人年	0 人年	0 人年
②確保の内容	0 人年	0 人年	
②-①	0 人年	0 人年	

8 一時預かり事業

[事業の概要]

一時預かり事業は、認定こども園在園児に対する事業と認定こども園に在籍していない幼児に対する事業の2つがあります。

認定こども園在園児に対する一時預かり事業は、通常就園時間を延長して預かる事業です。

認定こども園に在籍していない幼児に対する一時預かり事業は、日中に認定こども園において、一時的に預かる事業です。

[確保方策の考え方]

在園児の一時預かりについては、量の見込みに対するサービス提供体制の確保を進めます。在園児以外の一時預かりは、平成31年度から実施しており、今後も量の見込みに対するサービス提供体制の確保を進めます。

一時預かり事業		1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の 見込み	在園児一時預かり事業	580 人年	460 人年	367 人年
	上記以外一時預かり事業	345 人年	312 人年	289 人年
②確保 の内容	在園児一時預かり事業	580 人年	460 人年	367 人年
	上記以外一時預かり事業	345 人年	312 人年	289 人年
②-①	在園児一時預かり事業	0 人年	0 人年	0 人年
	上記以外一時預かり事業	0 人年	0 人年	0 人年

一時預かり事業		4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)R1年度実績
①量の 見込み	在園児一時預かり事業	375 人年	401 人年	187 人年 (R1年8月末実績78 件を1年に換算)
	上記以外一時預かり事業	286 人年	286 人年	
②確保 の内容	在園児一時預かり事業	375 人年	401 人年	
	上記以外一時預かり事業	286 人年	286 人年	
②-①	在園児一時預かり事業	0 人年	0 人年	
	上記以外一時預かり事業	0 人年	0 人年	

9 延長保育事業

[事業の概要]

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間（最大 11 時間）を超える開所時間で保育を行う事業です。本町における通常の開所時間は午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までです。それ以降の延長は行っていません。

[確保方策の考え方]

1 月あたりの利用希望の見込み数は 10 数人となっています。今後、町民ニーズの確認を継続していきます。

延長保育事業	1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の見込み	17 人月	16 人月	15 人月
②確保の内容	0 人月	0 人月	0 人月
②-①	▲17 人月	▲16 人月	▲15 人月

延長保育事業	4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)R1年度実績
①量の見込み	14 人月	14 人月	0 人月
②確保の内容	0 人月	0 人月	
②-①	▲14 人月	▲14 人月	

10 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、かかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、看護師等が一時的に保育する事業です。現在、本町では認定こども園はぜるで病後児保育（体調不良型）を実施しています。

[確保方策の考え方]

年間の利用希望の見込み数は200人程度あります。今後も利用希望に対する体制の確保に努めていきます。

病児・病後児保育事業	1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の見込み	239 人年	217 人年	200 人年
②確保の内容	239 人年	217 人年	200 人年
②-①	0 人年	0 人年	0 人年

病児・病後児保育事業	4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)R1年度実績
①量の見込み	198 人年	198 人年	118 人年
②確保の内容	198 人年	198 人年	(H31年8月末実績89件を1年に換算)
②-①	0 人年	0 人年	

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

[事業の概要]

放課後児童クラブは、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の余裕教室や児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。現在、厚沢部・館・鶉小学校で実施しています。

[確保方策の考え方]

平成27年度に対象者を従来の小学3年生までから小学6年生まで拡大しました。今後も利用希望に対する体制の確保に努めていきます。

また、特別支援学級に在学する児童の受け入れについても、関係機関と連携し実施を継続します。

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		1年目(R2)	2年目(R3)	3年目(R4)
①量の見込み		81 人月	80 人月	78 人月
(内訳)	1年生	34 人月	34 人月	33 人月
	2年生	24 人月	24 人月	23 人月
	3年生	12 人月	12 人月	12 人月
	4年生	9 人月	8 人月	8 人月
	5年生	2 人月	2 人月	2 人月
	6年生	0 人月	0 人月	0 人月
②確保の内容		81 人月	80 人月	78 人月

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		4年目(R5)	5年目(R6)	(参考)R1年度 月平均実績見込み
①量の見込み		68 人月	56 人月	56 人月
(内訳)	1年生	29 人月	24 人月	
	2年生	21 人月	17 人月	
	3年生	10 人月	8 人月	
	4年生	7 人月	6 人月	
	5年生	1 人月	1 人月	
	6年生	0 人月	0 人月	
②確保の内容		68 人月	56 人月	

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

実費徴収に係る補足給付を行う事業とは、町が定めた保育料以外に、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、低所得者の負担軽減を図るため、所得に応じて公費により助成する事業です。

[確保方策の考え方]

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入360万円未満及び第3子以降の施設利用認定子どもに対し、施設等が徴収する副食材料費の助成を実施します。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

[事業の概要]

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」とは、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

[確保方策の考え方]

国や道、近隣市町村の動向によって実施の検討をしていきます。

第3節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり

本町では、放課後の子どもに対する施策として、学童保育事業及び放課後子ども教室推進事業に取り組んでいます。今後、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」で示された項目に対し、以下のように推進していきます。

1 事業目標について

「新・放課後子ども総合プラン」の最終年度（令和5年度）までの事業目標は以下の通りです。

事業内容	令和5年度までの事業目標
一体型の学童保育及び放課後子ども教室の整備	学童保育と館小学校放課後子ども教室が連携し、児童が様々な体験活動ができるよう努めます。

2 学童保育及び放課後子ども教室の推進に関する方策について

「新・放課後子ども総合プラン」では、学童保育の役割として、「単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした学童保育の役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。」とされています。

これに示されるような、学童保育及び放課後子ども教室の円滑な推進に向けて、以下のような方策のもと、各種取り組みを推進していきます。

No.	項目	実施内容
1	学童保育及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	すべての子どもが放課後を安全に過ごすことのできる環境を整えるため、学童保育の支援員と子ども教室の支援員が定期的に情報交換を行い、児童の状況等を共有します。また、共有される課題に対しては、関係各課と検討します。
2	小学校の余裕教室等の学童保育及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	学童保育に関しては、町内全小学校区において、また館小学校放課後子ども教室においても小学校内における余裕教室の活用を実施しています。
3	学童保育及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組みます。
4	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	保護者の相談に応じる時間を設けるなど、子ども一人一人の状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。
5	地域の実情に応じた学童保育の開所時間の延長に係る取り組み	今後も利用意向の確認等を継続し、利用意向がある場合には、学童保育の実情に応じた開所時間の延長に向けた検討・調整を行います。
6	学童保育の役割をさらに向上させていくための方策	研修や個別の指導及び先進事例の検討等を通じて、支援員や運営主体の資質向上を図ります。またニーズに応じた人員確保策を検討します。
7	学童保育及び放課後子ども教室の役割を果たす観点から、各学童保育における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	学童保育及び館小学校放課後子ども教室の育成支援の内容を自治会や子ども会また、町民グループ等と連携し、継続的に利用者や地域住民に周知していくための取り組みを検討します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

1 連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、すべての町民が、子ども・子育てを地域全体の課題として認識し、関与していくことが重要です。

町民、地域、事業者をはじめ地域全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて町民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めます。

多様化する子育て支援に関するニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、子どもを含む町民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

2 庁内関係機関の連携

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。町民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

第2節 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や道、近隣市町村などの関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、町民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。なお、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の計画に定める量の見込みに対し、実績値が大きく変動する場合には、実状に応じた見直しを行い、一部改訂を行うこととします。

資料編

第1節 厚沢部町子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、厚沢部町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

(委員及び任期)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理し、双方が不在のときはあらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、第1回目及び改選等による会長不在の場合は町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和元年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度第1回厚沢部町子ども・子育て会議 ① 厚沢部町子ども・子育て会議について～条例・役割～ ② 第2期厚沢部町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について ③ 今後のスケジュールについて～令和元年度の予定等
令和元年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度第2回厚沢部町子ども・子育て会議 ① ニーズ調査報告書【概要版】について ② 第1期実施事業実績報告について ③ 第2期計画量の見込み・確保方策について ④ 第2期計画骨子案について
令和2年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度第3回厚沢部町子ども・子育て会議 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面協議 ① 「第2期厚沢部町子ども・子育て支援事業計画」について

第3節 子ども・子育て会議委員名簿

(委嘱期間：平成31年2月1日～令和2年3月31日)

条例要件(3条関係)		所 属	氏 名
1	(3) 学識経験者	学校教諭 OB 等	◎ 中 井 文 夫
2	(3) 学識経験者	主任児童委員	○ 佐 藤 祐 子
3	(1) 保 護 者 者 (5) 労 働 者 者	認定こども園保護者 (父母の会推薦)	荒 木 麻 美
4	(1) 保 護 者 者 (5) 労 働 者 者	認定こども園保護者 (父母の会推薦)	谷 口 直 美
5	(1) 保 護 者 者 (5) 労 働 者 者	認定こども園保護者 (父母の会推薦)	谷 山 美 穂
6	(1) 保 護 者 者 (5) 労 働 者 者	厚沢部小学校 PTA 会長(代理)	尾 山 浩 崇
7	(1) 保 護 者 者 (5) 労 働 者 者	鶉小学校 PTA 会長	岩 田 淳 一
8	(1) 保 護 者 者 (5) 労 働 者 者	館小学校 PTA 会長	高 橋 啓 介
9	(2) 事業従事者	認定こども園従事者 (認定こども園 園長)	斉 藤 紋 子
10	(2) 事業従事者	学童保育従事者 (厚沢部小学校なかよし児童会指導員)	池 田 順 子
11	(2) 事業従事者	放課後子ども教室従事者 (館小学校なかよし児童会指導員)	村 上 嘉 子
12	(2) 事業従事者	厚沢部町校長会 (鶉小学校 校長)	本 谷 弘 之
13	(3) 学識経験者	厚沢部町議会議員 (議会推薦)	鈴 木 祥 司
14	(3) 学識経験者	厚沢部町議会議員 (議会推薦)	高 田 一 弥
15	(4) 事 業 主	新函館農業協同組合 厚沢部基幹支店長	細 畑 幸 治
16	(4) 事 業 主	厚沢部商工会 事務局長	岩 崎 弘 芳

◎：会長 ○：副会長

順不同・敬称略

第2期厚沢部町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行 厚沢部町

〒043-1113 北海道檜山郡厚沢部町新町 207

TEL 0139(64)3311 FAX 0139(67)2815
